

第4次上富良野町一般廃棄物処理基本計画

令和7年3月

上富良野町

目 次

第1章 計画の概要	1
1. 計画の趣旨	1
2. 本計画の位置付け	1
3. 計画の期間	1
第2章 地域の特性	2
1. 自然環境	2
2. 社会環境	4
3. 総合計画	7
第3章 ごみ処理の現状	9
1. ごみ処理の流れ	9
2. ごみ排出状況	11
3. ごみの排出抑制・再資源化	14
4. 収集・運搬	15
5. 中間処理	17
6. 最終処分	20
7. ごみ処理関連法令の動向	21
8. ごみ処理における課題	35
第4章 ごみ処理の基本方針	36
第5章 ごみ排出量及び処理量の見込み	37
1. 行政区域内人口の推計	37
2. ごみ排出量の推計	38
3. ごみ処理量の推計	41
第6章 ごみ処理計画	47
1. 排出抑制・再資源化計画	47
2. 収集・運搬計画	49
3. 中間処理・最終処分計画	50
4. その他の計画	51

第1章 計画の概要

1. 計画の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」と言います。）において、市町村には一般廃棄物の適正な処理が求められており、その処理に関して計画を定めなければならないとされていることから、本町では、平成29年度に平成39年度（令和9年度）までの計画として第3次上富良野町一般廃棄物処理基本計画（以下「現計画」と言います。）を策定しました。

今回、令和7年度から令和16年度までの計画として、循環型社会の形成を目指して、総合的かつ計画的な廃棄物処理を推進するための方向性を定めた「第4次上富良野町一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」と言います。）を策定します。

近年、循環型社会の形成が求められており、市町村は、これまでの適正なごみ処理の実施に加えて、ごみの減量化、資源化の推進がより一層求められています。

このような中、本計画は、ごみの排出抑制やごみの資源化の推進、ごみの適正処理・処分を図るため、循環型社会の構築に向けた取組について示すものです。

2. 本計画の位置付け

本計画は、「廃棄物処理法」第6条第1項の規定に基づき策定し、富良野生活圈一般廃棄物広域分担処理検討協議会が令和5年2月に「第3次富良野生活圈一般廃棄物（ごみ）広域分担処理基本計画」を策定したことや、令和5年12月に中富良野町と「一般廃棄物の処理に関する覚書」を締結したことから、これらの計画等との整合を図り、策定します。

このため、本計画を本町における廃棄物行政の最上位計画として位置付け、ごみの発生抑制・再使用・再生利用・適正処分等を計画的かつ適正に行うための基本的な考え方を整理し、これらを具体化する施策等を取りまとめます。

また、策定に際しては、国や北海道の指針・計画に基づくとともに、「第6次上富良野町総合計画」等と整合を図りつつ、関連計画等との調整にも努めるものとします。

国	環境基本法	循環型社会形成推進基本法	廃棄物処理法	資源有効利用促進法	各種リサイクル法
北海道	北海道循環型社会形成推進基本計画 北海道廃棄物処理計画				
上富良野町	第6次上富良野町総合計画 廃棄物処理及び清掃に関する条例 一般廃棄物処理基本計画 一般廃棄物処理実施計画				

3. 計画の期間

本計画は、計画目標年次を令和16年度とします。なお、中間目標年次は特に設けませんが、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合については、随時内容の見直しを図り、柔軟に対応していくものとします。

第2章 地域の特徴

1. 自然環境

(1) 位置・地勢

本町は、北海道のほぼ中央、富良野盆地の北部に位置し、北から東にかけて美瑛町と新得町、南富良野町、南から西にかけては富良野市と中富良野町に隣接しています。

町域は東西24.6km、南北19.0km、面積237.10km²で、東に大雪山国立公園大雪山系の十勝岳(2,077m)、西に夕張山地の先端で芦別山塊といわれる山岳地帯、北に両山系の山麓と三面を山岳地帯に囲まれています。南には市街地が開け、市街地を囲んで牧歌的な丘陵地帯とカラマツ林の景観が続き、富良野盆地の平坦部につながっています。

大雪山系の十勝岳連峰を源流とする富良野川、ヌッカクシ富良野川、ベベルイ川などが富良野盆地に向けて流れています。また町の北部には日新ダム、日の出ダム、江幌貯水池があります。

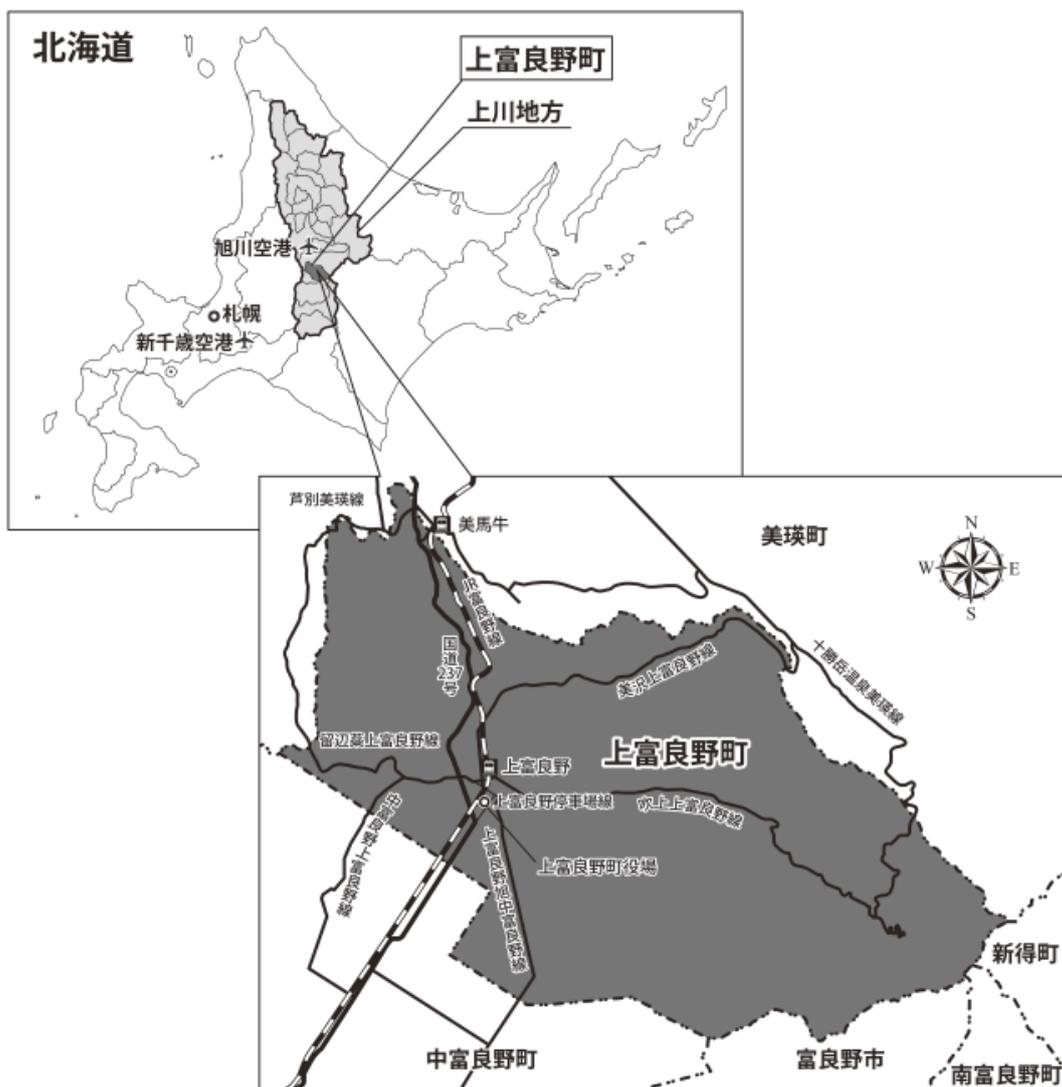
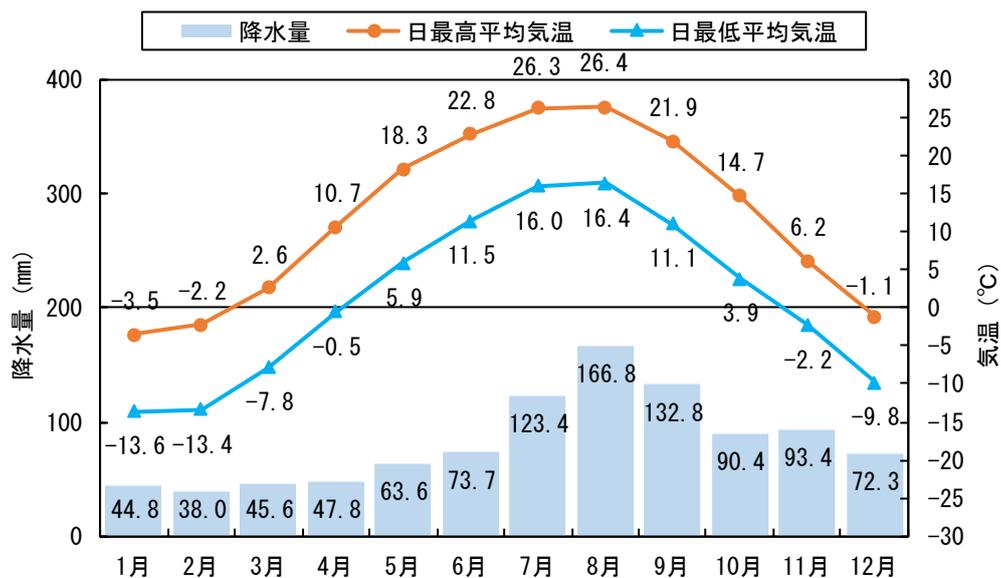


図 2-1 上富良野町の位置

(2) 気象

本町は内陸部に位置し、周囲を山に囲まれているため、気温の日格差及び月格差が大きい内陸性気候を示し、夏の最高平均気温は26℃、冬の最低平均気温は-14℃になります。年間降雨量は約1,000mm、年間積雪量は平坦部で約1m、山間部では2～3mに達します。

上富良野観測所における降水量及び平均気温の平年値（統計期間：1991～2020年）を図2-2に示します。



出典：気象庁ホームページ「気象統計情報」（アメダス）、観測地点：上富良野

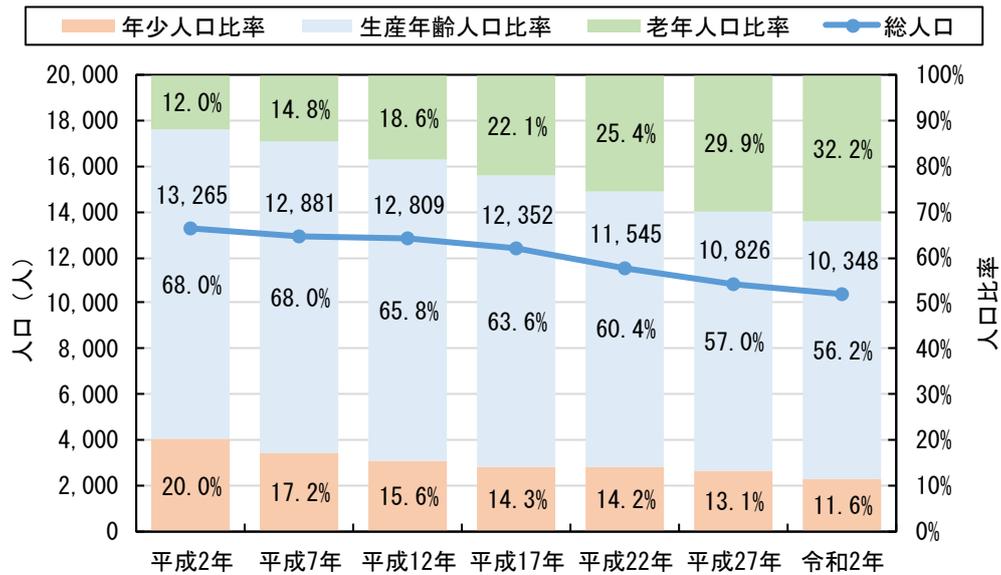
図 2-2 気温と降水量（1991～2020年平年値）

2. 社会環境

(1) 人口

令和2年国勢調査によると、本町の総人口は10,348人で、平成2年の13,265人から2,917人減少し、減少率は22.0%となっています。

年齢階層別の推移では、0～14歳の年少人口比率及び15～64歳の生産年齢人口比率は減少し続けており、65歳以上の老年人口比率が増加し続けています。



出典：総務省統計局「国勢調査」（平成27年、令和2年は不詳補完結果）

図 2-3 人口推移（国勢調査）

(2) 産業動向

1) 産業別就業者数

本町の産業別就業者数を表 2-1 に示します。産業別就業者数は、第3次産業に従事している人口が最も多く、続いて第1次産業、第2次産業となっています。構成比率の傾向をみると、第1～3次産業とも概ね横ばいで推移しています。

第1次産業は農業・林業が9割以上を占めています。第2次産業は製造業が最も多く、次いで建設業が多くなっています。第3次産業では公務（他に分類されるものを除く）が最も多く、次いで卸売業、小売業が多くなっています。

表 2-1 産業別就業者数

(単位：人)

区分	平成22年		平成27年		令和2年	
	人口	比率	人口	比率	人口	比率
第1次産業	1,081	18.2%	996	17.4%	1,016	17.7%
農業・林業	1,081	18.2%	996	17.4%	1,015	17.7%
漁業	-	-	-	-	1	0.0%
第2次産業	651	11.0%	684	12.0%	606	10.6%
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	1	0.0%
建設業	314	5.3%	331	5.8%	287	5.0%
製造業	337	5.7%	353	6.2%	318	5.5%
第3次産業	4,136	69.8%	4,028	70.6%	4,118	71.7%
電気・ガス・熱供給・水道業	10	0.2%	7	0.1%	13	0.2%
情報通信業	9	0.2%	9	0.2%	7	0.1%
運輸業、郵便業	151	2.5%	127	2.2%	126	2.2%
卸売業、小売業	686	11.6%	648	11.4%	592	10.3%
金融業、保険業	43	0.7%	58	1.0%	54	0.9%
不動産業、物品賃貸業	30	0.5%	26	0.5%	26	0.5%
学術研究、専門・技術サービス業	41	0.7%	37	0.6%	40	0.7%
宿泊業、飲食サービス業	470	7.9%	448	7.8%	405	7.1%
生活関連サービス業、娯楽業	169	2.9%	174	3.0%	165	2.9%
教育、学習支援業	163	2.7%	141	2.5%	185	3.2%
医療、福祉	474	8.0%	533	9.3%	569	9.9%
複合サービス業	83	1.4%	76	1.3%	73	1.3%
サービス業（他に分類されないもの）	275	4.6%	299	5.2%	323	5.6%
公務（他に分類されるものを除く）	1,532	25.8%	1,445	25.3%	1,540	26.8%
分類不能の産業	61	1.0%				
15歳以上就業者総数	5,929	100.0%	5,708	100.0%	5,740	100.0%

出典：総務省統計局「国勢調査」（平成27年、令和2年は不詳補完結果）

※四捨五入により比率の合計が一致しない場合があります。

2) 農業

本町の令和2年における農業経営耕地面積を表 2-2、畜産飼育頭数を表 2-3 に示します。本町では基幹産業の農業では多種多様な農作物を生産しているほか、養豚などの畜産業も盛んとなっています。

表 2-2 農業経営体の経営耕地面積（令和2年）

田	経営耕地のある経営体数（経営体）	-
	面積（ha）	-
畑（樹園地を除く）	経営耕地のある経営体数（経営体）	89
	面積（ha）	9,472
樹園地	経営耕地のある経営体数（経営体）	-
	面積（ha）	-
畑のうち 牧草専用地	経営体数（経営体）	81
	面積（ha）	7,196
計	経営耕地のある実経営体数（経営体）	89
	面積（ha）	9,472

出典：農林水産省「2020年農林業センサス」

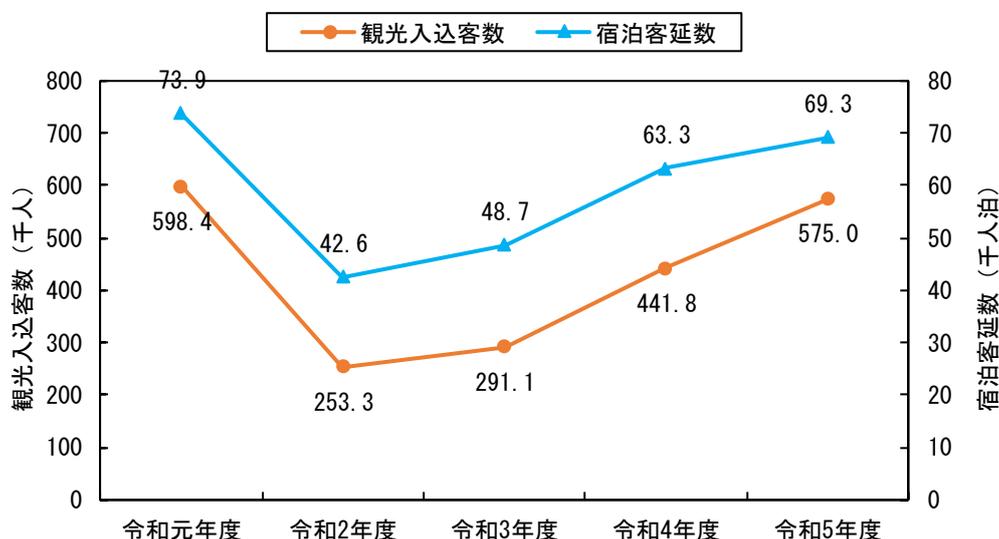
表 2-3 農業経営体の販売目的の家畜等飼養頭羽数（令和2年）

乳用牛		肉用牛		豚		採卵鶏	
飼養経営体数 (経営体)	飼養頭数 (頭)	飼養経営体数 (経営体)	飼養頭数 (頭)	飼養経営体数 (経営体)	飼養頭数 (頭)	飼養経営体数 (経営体)	飼養羽数 (100羽)
15	1,382	16	10,428	4	25,267	-	-

出典：農林水産省「2020年農林業センサス」

3) 観光

本町の過去5年間（令和元年度～令和5年度）の観光入込客数及び宿泊客延数の推移を図 2-4 に示します。観光入込客数及び宿泊客延数とも新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度は減少しましたが、令和4年度以降はコロナ禍による制限が緩和されたこともあり、増加しています。



出典：(R1～R4) 北海道経済部「北海道観光入込客数調査報告書」
 (R5) 北海道上川総合振興局「令和5年度 上川管内観光入込客数調査報告書」

図 2-4 観光入込客数・宿泊客延数の推移（令和元年度～令和5年度）

(3) 土地利用

令和4年の地目別面積を表 2-4 に示します。山林の面積が全体の約40%を占め最も大きく、畑が約21%、原野が約9%となっています。

表 2-4 地目別面積（令和4年）

地目	田	畑	宅地	鉱泉地	池沼	
面積 (km ²)	21.94	48.80	5.03	0.00	0.20	
割合	9.3%	20.6%	2.1%	0.0%	0.1%	
地目	山林	牧場	原野	雑種地	その他	合計
面積 (km ²)	94.41	0.22	21.50	2.48	42.51	237.10
割合	39.8%	0.1%	9.1%	1.0%	17.9%	100.0%

出典：北海道総合政策部「第131回（令和6年）北海道統計書」

3. 総合計画

本町では、平成31年3月に「かみふ未来ビジョン（第6次上富良野町総合計画）」（計画期間：令和元年度～令和10年度の10年間）を策定し、「暮らし輝き 交流あふれる 色彩のまち・かみふらの」を将来像として、まちづくりを進めています。

総合計画におけるごみ処理に関する施策は以下のとおりです。

『かみふ未来ビジョン』（令和元年度～令和10年度）

【人口の目標】

人口の目標は、令和元年度に策定した「第2期上富良野町人口ビジョン」に基づき定めています。

「第2期上富良野町人口ビジョン」では、本町の人口の将来展望として、「令和27年に7,300人程度の確保を目指す」と定めており、本計画の目標年度である令和10年度の人口目標値は9,380人としています。

※第6次上富良野町総合計画 基本構想（令和2年3月改定）をもとに加筆

【施策の内容】

第1章 きれいで安全・安心な生活環境のまち

1-2 ごみ処理等環境衛生

主要施策

1-2-1. 廃棄物の収集・処理体制の充実

- ①ごみ・し尿の排出動向等に応じ、効率的な収集・運搬を行います。
- ②広報・啓発活動の推進等により、町民のごみ分別の一層の徹底を促進します。特に、家庭から排出される可燃ごみや不燃ごみに含まれる容器包装プラスチック類の分別の徹底を促進し、減容化に努め、最終処分場の延命化を図ります。
- ③上富良野クリーンセンターにおいて、ごみの適正処理と安全な操業が行えるよう、改修計画を立て、施設の長寿命化を図ります。
- ④広域的連携のもと、富良野広域連合環境衛生センターにおける生ごみ及びし尿・浄化槽汚泥の処理体制、富良野生活圏資源回収センターにおけるプラスチック類の処理体制の維持・充実に努めます。

1-2-2. 3R運動の促進

- ①広報・啓発活動の推進や学習機会の提供等により、町民や事業者の自主的な3R運動を促進し、循環型の町民生活・事業活動を促します。

1-2-3. ごみのない美しいまちづくり

- ①ごみのない美しいまちに向け、地域や関係団体と協働しながら、ごみの不法投棄やポイ捨てに対する監視・パトロール体制の強化を図るとともに、地域や関係団体の自主的な環境美化・公衆衛生保持活動を促進します。
- ②快適で衛生的な生活環境づくりに向け、ペットの飼い主のマナー向上のための広報・啓発活動を推進します。

成果指標

指標銘	単位	平成29年度 (実績値)	令和5年度 (目標値)
町民1人あたりの一般ごみ（家庭系）排出量	kg	91.1	90.0
町民1人あたりの不燃ごみ（家庭系）排出量	kg	16.1	15.0
ごみの埋立処分量	t	673.8	664.0
ごみのリサイクル率	%	27.7	28.0

町民に期待される主な役割

町民	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ出しのルールを守り、分別を徹底しましょう。 ○ごみの減量化・資源化等に関する意識・知識を高め、3R運動を行いましょ。 ○ごみの不法投棄の監視活動に参画しましょう。 ○環境美化・公衆衛生保持活動に参画しましょう。 ○ペットの飼い方のマナー向上に努めましょう。
地域団体事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や団体、事業者は、ごみ出しのルールを守り、分別を徹底しましょう。 ○地域や団体、事業者は、ごみの減量化・資源化等に関する意識・知識を高め、3R運動を行いましょ。 ○地域や団体、事業者は、環境美化・公衆衛生保持活動を行いましょ。

第3章 ごみ処理の現状

1. ごみ処理の流れ

一般家庭から排出されるごみの分別は、一般ごみ（燃えるごみ）、不燃ごみ、空き缶、空きびん、ペットボトル、プラスチック類、生ごみ、廃食用油、布類、小型家電、紙類（段ボール、新聞、雑誌、紙パック）、乾電池、蛍光灯、粗大ごみの14分別となっています。

このうち、廃食用油、布類、小型家電、乾電池は公共施設等を利用した拠点回収方式、粗大ごみは予約制による各戸収集方式、その他のごみについてはステーション方式により収集しています。

処理は、上富良野町クリーンセンター（以下「クリーンセンター」と言います。）において一般ごみ等の焼却処理、不燃ごみ及び粗大ごみの破碎・選別処理を行い、焼却残渣や破碎不適物等は埋立処分を行っています。（令和6年4月から家庭系不燃ごみについては中富良野町で埋立処分しています。）

また、プラスチック類は富良野生活圏資源回収センター（所在地：中富良野町）にて資源化処理を、生ごみについては富良野広域連合環境衛生センター（所在地：富良野市）にて堆肥化処理を行っており、空き缶、空きびん、ペットボトル、廃食用油、布類、小型家電、紙類（段ボール、新聞、雑誌、紙パック）、乾電池、蛍光灯については指定法人等の専門業者に引き渡して再資源化しています。

事業所から排出されるごみは、家庭系ごみと同様に分別され、事業者自ら処理するか一般廃棄物収集運搬許可業者への委託により処理されています。

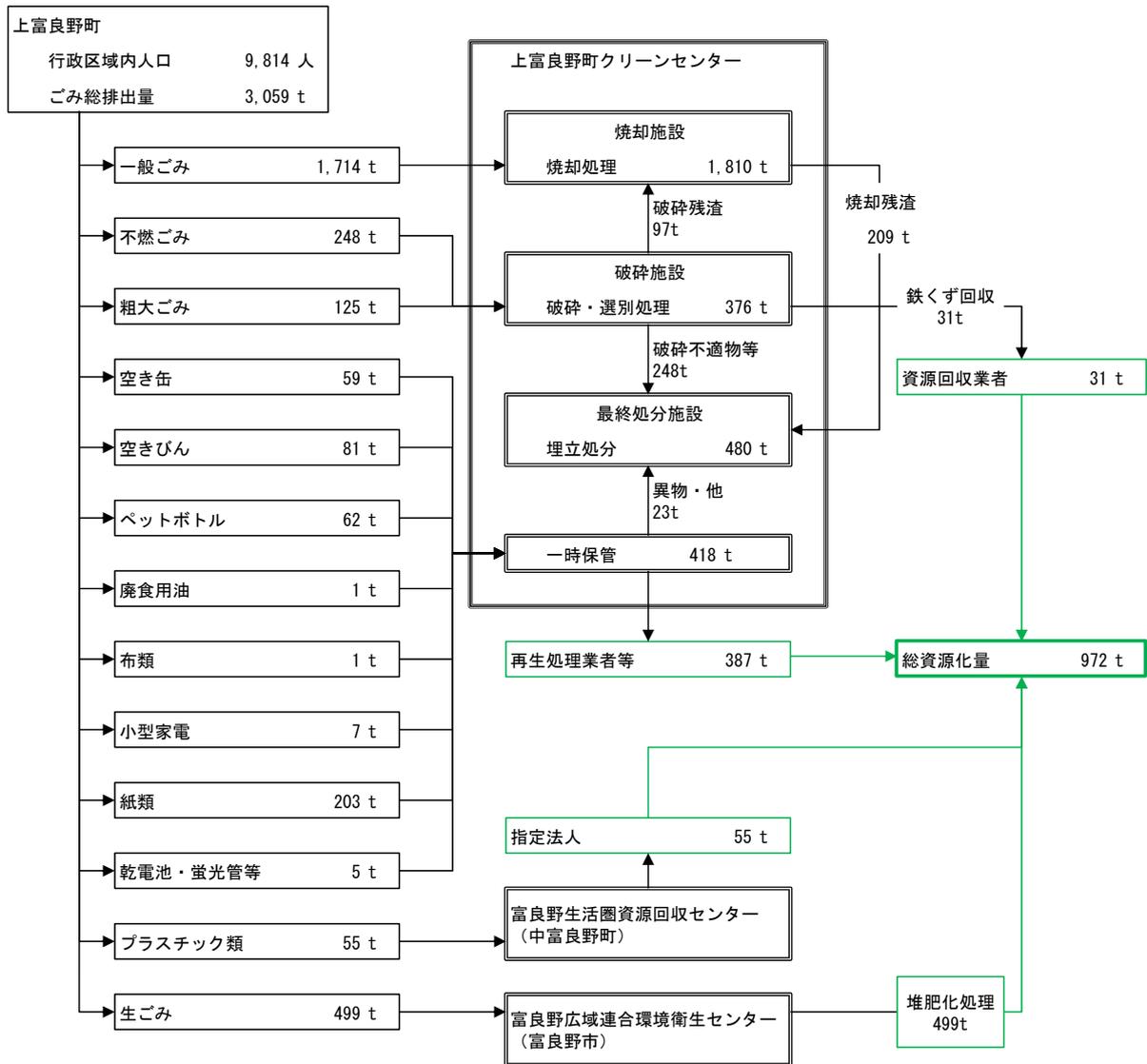


図 3-1 ごみ処理のフロー (令和5年度)

2. ごみ排出状況

令和元年度から令和5年度までの過去5年間におけるごみの排出実績を示します。

(1) 年間排出量の推移

過去5年間のごみ排出量は、概ね横ばい傾向にあり、令和5年度におけるごみ排出量は3,064t/年で、内訳は家庭系ごみが1,932t/年、事業系ごみが1,132t/年となっています。

表 3-1 ごみ排出量の推移

(単位：t/年)

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
家庭系 ごみ	一般ごみ	992	998	1,006	996	976
	不燃ごみ	175	180	198	174	164
	粗大ごみ	86	86	97	96	88
	資源ごみ	796	791	785	745	702
	空き缶	48	47	46	45	42
	空きびん	86	78	77	71	68
	ペットボトル	43	41	43	43	44
	プラスチック類	50	52	54	54	55
	生ごみ	370	362	343	340	320
	廃食用油	1	1	2	1	1
	布類	2	2	1	1	1
	小型家電	16	11	11	5	7
	紙類	179	194	207	184	164
乾電池・蛍光灯等	0	1	1	1	2	
家庭系ごみ合計		2,049	2,055	2,086	2,010	1,930
事業系 ごみ	一般ごみ	693	698	695	732	738
	不燃ごみ	58	48	55	44	84
	粗大ごみ	41	35	42	41	38
	資源ごみ	326	256	252	253	269
	空き缶	13	12	12	13	17
	空きびん	19	17	14	15	14
	ペットボトル	15	13	13	16	18
	プラスチック類	0	0	0	0	0
	生ごみ	257	189	184	177	179
	廃食用油	-	-	-	-	-
	布類	-	-	-	-	-
	小型家電	-	-	-	-	-
	紙類	17	20	24	29	38
乾電池・蛍光灯等	4	4	4	4	4	
事業系ごみ合計		1,118	1,037	1,044	1,070	1,129
ごみ排出量		3,167	3,092	3,130	3,080	3,059

※四捨五入により、合計が一致しない場合があります。

※本計画において、一般ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ以外のごみを「資源ごみ」と言います。

※他市町からの搬入量は除き、他市町への搬出量は含みます。

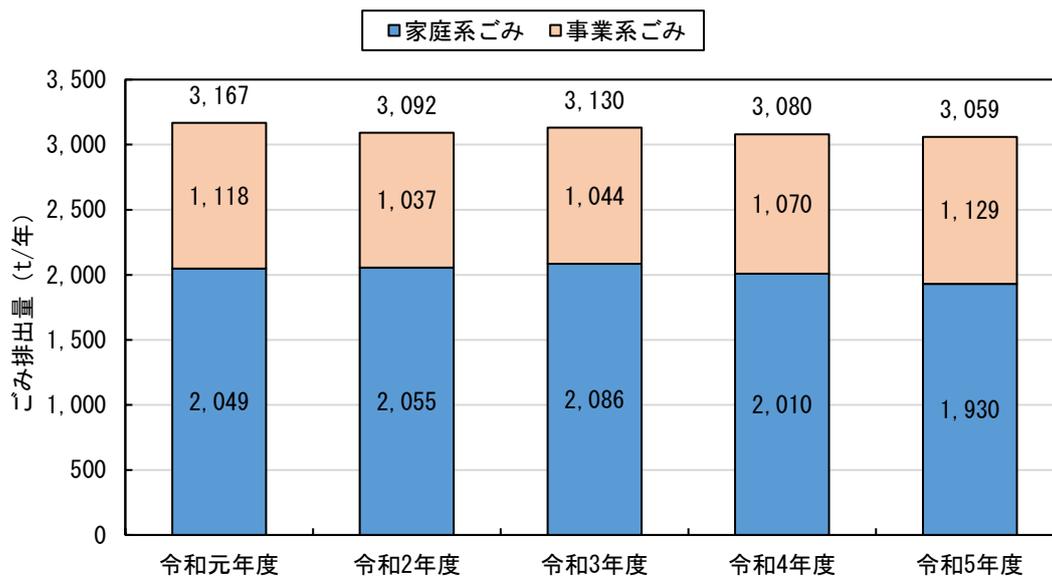


図 3-2 ごみ排出量の推移

(2) 1人1日当たりごみ排出量の推移

1人1日当たりごみ排出量（以下「ごみ排出量原単位」と言います。）は、令和3年度に増加し、以降も増加傾向にあります。

令和4年度における北海道及び全国のごみ排出量原単位と比較すると、本町のごみ排出量原単位はともに下回っています。

表 3-2 ごみ排出量原単位の推移

(単位：g/人・日)

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
上富良野町	行政区域内人口（年度末値）(人)	10,518	10,380	10,188	9,990	9,827	
	ごみ排出量原単位	家庭系	532	542	561	551	537
		事業系	290	274	281	293	314
		総排出	823	816	842	845	852
ごみ排出量原単位	北海道	960	949	941	937	-	
	全国	918	901	890	880	-	

※ごみ排出量原単位 (g/人・日) = ごみ排出量 (t/年) ÷ 行政区域人口 (人) ÷ 年間日数 (日/年) × 10⁶

出典：(北海道、全国値) 環境省「一般廃棄物処理実態調査」(令和5年度値は現時点で公表されていません。)

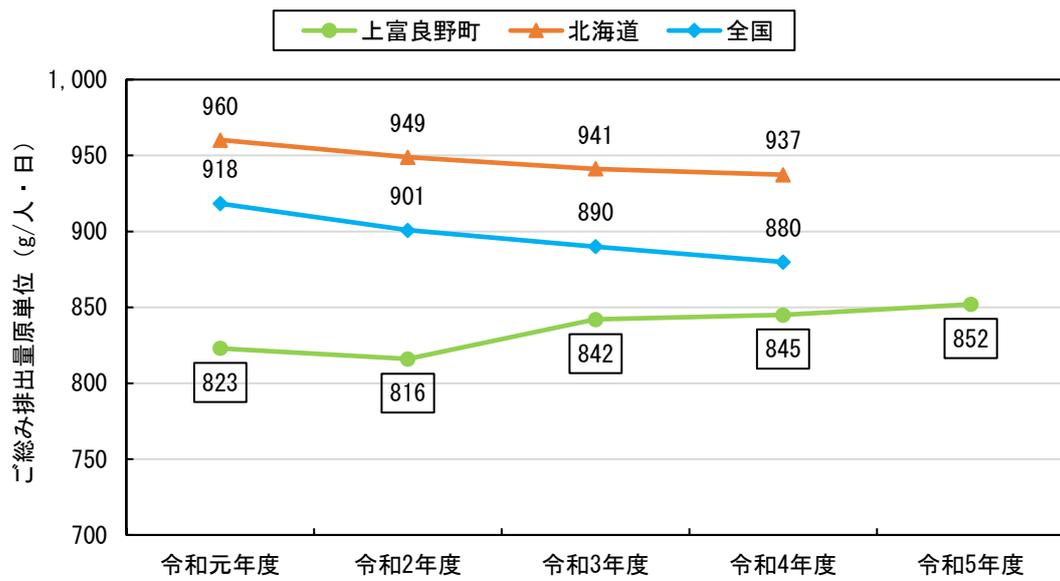


図 3-3 ごみ排出量原単位の推移

3. ごみの排出抑制・再資源化

(1) 不燃ごみ、粗大ごみからの鉄くず等回収

不燃ごみ、粗大ごみの中から鉄くず（有価物）を回収し、資源化しています。

(2) 拠点回収

廃食用油は、上富良野町役場に設置している回収タンクにより回収しています。

布類及び小型家電は、上富良野町役場及びクリーンセンターにおいて回収しています。

乾電池は、上富良野町役場など町内各所に設置している「乾電池ボックス」により回収しています。

なお、各回収量については、前述の表 3-1 に示すとおりです。

(3) 普及・啓発活動

広報紙や防災行政無線、ホームページ等を通じ、資源ごみの分別排出、洗浄等について啓発しています。

また、自治会等を対象としたごみ処理に関する情報を提供する出前講座やクリーンセンターの施設見学研修を実施するほか、こどもセンター子育て支援拠点「にこにこ」において、家庭で不要になった子供用品の引き取り・提供をする「リサイクル事業」を実施しています。

4. 収集・運搬

(1) ごみの収集・運搬体制

家庭系ごみは、クリーンセンターに持ち込まれる直接搬入ごみ、市街地区以外の生ごみを除き、委託業者により町内全区域において収集しています。収集されたプラスチック類については富良野生活圏資源回収センター（所在地：中富良野町）へ、生ごみについては富良野広域連合環境衛生センター（所在地：富良野市）へ、不燃ごみについては中富良野町一般廃棄物最終処分場（所在地：中富良野町）へ直接運搬され、その他のごみについてはクリーンセンターへ搬入されます。

拠点回収される廃食用油、布類、小型家電、乾電池及び戸別収集される粗大ごみ以外については、各家庭から町内に434箇所（令和5年3月現在）あるごみステーションに搬出・集積された後、委託業者により収集されます。

ごみステーションの設置及び管理については、各自治会が行うこととなっており、排出時の分別が不適切なごみや汚れのある資源ごみについては収集せず、排出者及び自治会が責任を持って再分別することとなっています。

事業系ごみは、廃棄物処理法において「事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」とされていることから、クリーンセンターへ自己搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託し収集されています。

表 3-3 ごみの分別区分と収集方法（令和6年度）

区分	分別区分	収集方式	収集回数
家庭系	一般ごみ	ステーション方式	週1回
	不燃ごみ	ステーション方式	月1回
	空き缶	ステーション方式	月1回
	空きびん	ステーション方式	月1回
	ペットボトル	ステーション方式	月2回
	プラスチック類	ステーション方式	週1回
	生ごみ	ステーション方式	週2回
	廃食用油	拠点回収方式	—
	布類	拠点回収方式	—
	小型家電	拠点回収方式	—
	紙類	ステーション方式	月1回
	乾電池	拠点回収方式	—
	蛍光管	ステーション方式	月1回
	粗大ごみ	各戸収集方式	月2回

※生ごみの収集は市街地区のみ

※本町では事業系ごみの収集は行わない

(2) 町が収集・処理しないごみ

表 3-4 に示すごみは本町で収集・処理しないため、各指定方法により、排出者が処理することとしています。

表 3-4 本町で収集・処理しないごみ

区分	種類		処理方法
収集しないごみ	引越しなどで一時的に出る多量のごみ		自分で直接クリーンセンターへ持って行くか、一般廃棄物収集許可業者へ依頼。
	事業系一般廃棄物（産業廃棄物以外のもの）		一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼、またはクリーンセンターへ自己搬入。
収集・処理しないごみ	悪臭を発するごみ	し尿などの汚物、ペットの糞など	汚物はトイレへ流す。
	有毒性・危険性のあるごみ	バッテリー、消火器、ガスボンベ、火薬類、廃油（廃食用油を除く）、注射器、発煙筒、有毒性のある薬品の容器など	販売店へ確認。
	収集運搬・処理が難しいごみ	オートバイ、大型の温水器、ドラム缶、ピアノ、発電機などエンジン付きのもの、肥料、タイヤ（自動車除く）、ブロック・コンクリート片など	販売店又は処理業者へ依頼。
	産業廃棄物（廃油、廃プラスチック類、金属くず、その他政令で定める廃棄物）	農家から出る肥料袋やビニールハウス、建築業者から出る建物の解体材	産業廃棄物収集運搬・処理業者へ依頼。
	家電製品（特定家庭用機器）	ブラウン管式テレビ、薄型テレビ（液晶・プラズマ）、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、冷凍庫、衣類乾燥機	<ul style="list-style-type: none"> ・ 買い替え時に販売店に回収を依頼。 ・ 製品購入店に引き取りを依頼。 ・ 収集業者に収集を依頼。 ・ 郵便局で「家電リサイクル券」によりリサイクル料金を振り込み、指定引き取り場所に自分で持ち込む。

5. 中間処理

(1) 富良野広域連合環境衛生センター（堆肥化処理）

生ごみは富良野広域連合環境衛生センターにて堆肥化処理を行っています。

表 3-5 富良野広域連合環境衛生センターの概要

施設名称	富良野広域連合環境衛生センター
所在地	富良野市字上五区
使用開始年月	平成15年4月
処理対象品目	し尿・浄化槽汚泥・生ごみ
処理能力	し尿 46kL/日、浄化槽汚泥 14kL/日、生ごみ 22t/日
処理方式	水処理設備 標準脱窒素処理方式＋高度処理 堆肥化設備 高速堆肥化処理方式

表 3-6 堆肥化処理の実績（上富良野町分）

(単位：t/年)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
搬入 生ごみ	627	551	527	517	499
処理 堆肥化処理	627	551	527	517	499

(2) 上富良野町クリーンセンター（焼却処理、破碎・選別処理）

不燃ごみは、クリーンセンターにおいて鉄くずを回収後、残りを埋立処分します。

粗大ごみは、鉄くず及び破碎不適物を選別し、残りを破碎処理します。破碎後は、鉄くずを回収し、破碎残渣（可燃物）は焼却処理します。また、選別した破碎不適物は埋立処分します。

一般ごみは、上述の破碎残渣とともに焼却処理を行っています。

また、空き缶、空きびん、ペットボトル、紙類、乾電池、蛍光灯等の資源ごみは、選別や圧縮梱包など前処理を行った後、指定法人等の専門業者に引き渡しています。これらの処理量は、後述の「(4) 指定法人等の専門業者（その他資源ごみの資源化処理）」に示します。

表 3-7 上富良野町クリーンセンターの概要

施設名称	上富良野町クリーンセンター
所在地	空知郡上富良野町1586番地
使用開始年月	平成11年4月
処理対象品目	一般ごみ、不燃ごみ、空き缶、空きびん、ペットボトル、紙類、蛍光灯、乾電池、粗大ごみ
処理能力	焼却施設 15.0t/日 (7.5t/日×2炉) リサイクル施設 破碎設備 3.7t/5h 資源化設備 1.2t/5h
残渣の処分方法	焼却残渣、破碎不適物ともに最終処分場に埋立。

表 3-8 破碎・選別処理の実績（上富良野町分）

(単位：t/年)

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
搬入	不燃ごみ	233	229	253	218	248	
	粗大ごみ	127	121	140	136	125	
	計	360	350	392	354	373	
処理	破碎処理	100	94	106	105	97	
搬出	鉄くず回収	不燃ごみ分	10	10	7	6	5
		粗大ごみ分	21	23	28	27	26
		計	31	33	35	33	31
	破碎残渣（可燃物）※	100	94	102	104	97	
	破碎不適物	6	5	5	5	5	
	不燃ごみ（埋立）	223	218	245	211	243	

※四捨五入により、合計が一致しない場合があります。

※破碎残渣は集計時期の差異などの要因により、破碎処理量と一致しない場合があります。

表 3-9 焼却処理の実績（上富良野町分）

(単位：t/年)

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
搬入	一般ごみ	1,684	1,695	1,701	1,727	1,714
	破碎残渣（可燃物）	100	94	102	104	97
	計	1,785	1,789	1,803	1,831	1,810
処理	焼却処理	1,785	1,789	1,803	1,831	1,810
搬出	焼却残渣	186	214	206	205	209

※四捨五入により、合計が一致しない場合があります。

(3) 富良野生活圏資源回収センター（プラスチック類の資源化処理）

プラスチック類は、富良野生活圏資源回収センター（中富良野町）で資源化処理を行っています。

表 3-10 富良野生活圏資源回収センターの概要

施設名称	富良野生活圏資源回収センター
所在地	空知郡中富良野町字中富良野3977番地145
使用開始年月	平成15年4月
処理対象品目	プラスチック、ペットボトル、空きびん
処理方法及び処理能力	圧縮梱包設備 プラスチック 760kg/h ペットボトル 300kg/h

※上富良野町からの搬入はプラスチックのみ

表 3-11 プラスチック類資源化処理の実績（上富良野町分）

(単位：t/年)

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
搬入	プラスチック類	50	52	54	54	55
処理	資源化処理	50	52	54	54	55
搬出	プラスチック資源	50	52	54	54	55

(4) 指定法人等の専門業者（その他資源ごみの資源化処理）

廃食用油、布類、小型家電やクリーンセンターにおいて前処理を行った各資源ごみは指定法人等の専門業者に引き渡して再資源化しています。

表 3-12 その他資源ごみの資源化処理の実績

(単位：t/年)

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
資源化 (引渡)量	空き缶	49	52	52	50	52
	空きびん	87	103	84	73	83
	ペットボトル	37	44	38	40	38
	廃食用油	1	1	2	1	1
	布類	2	2	1	1	1
	小型家電	16	11	11	5	7
	紙類	196	215	231	214	203
	乾電池・蛍光灯等	7	9	4	5	4
計	396	438	421	389	387	
残渣	異物・他	12	3	4	27	23

※四捨五入により、合計が一致しない場合があります。

※空き缶、空きびん、ペットボトル、紙類、乾電池・蛍光灯は前処理前後の集計時期の差異などの要因により、排出量と資源化量が一致しない場合があります。

(5) リサイクル率

資源ごみの分別・資源化処理により、リサイクル率は30%台で推移していますが、リサイクル率は減少傾向にあります。

令和4年度における北海道及び全国のリサイクル率と比較すると、本町のリサイクル率はともに上回っています。

表 3-13 リサイクル率の実績

(単位：t/年)

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
上富良野町	ごみ排出量	3,167	3,092	3,130	3,080	3,059	
	資源化量	堆肥化処理	627	551	527	517	499
		鉄くず	31	33	35	33	31
		プラスチック	50	52	54	54	55
		その他資源化	396	438	421	389	387
	計	1,104	1,075	1,038	992	972	
リサイクル率	34.9%	34.8%	33.2%	32.2%	31.8%		
リサイクル率	北海道	23.2%	23.4%	23.5%	22.9%	-	
	全国	19.6%	20.0%	19.9%	19.6%	-	

※四捨五入により、合計が一致しない場合があります。

※リサイクル率＝総資源化量 (t/年) ÷ ごみ排出量 (t/年)

出典：(北海道、全国値) 環境省「一般廃棄物処理実態調査」(令和5年度値は現時点で公表されていません。)

6. 最終処分

本町では、中間処理後の焼却残渣及び破碎不適物、不燃ごみを埋立処分しています。

本町の最終処分率は増加傾向にあります。令和4年度における北海道の最終処分率を下回っていますが、全国の最終処分率を上回っています。

なお、中富良野町と「一般廃棄物の処理に関する覚書」を締結し、令和6年4月から、中富良野町の可燃ごみをクリーンセンターで焼却処理し、本町の不燃ごみ（当面は収集（家庭系）ごみのみ）を中富良野町一般廃棄物最終処分場で埋立処分しています。

表 3-14 上富良野町クリーンセンター（最終処分場）の概要

施設名称	上富良野町クリーンセンター（最終処分場）
所在地	空知郡上富良野町1586番地
使用開始年月	平成8年4月
処理対象品目	焼却残渣、中間処理後の不燃性残渣、不燃ごみ
埋立容量	56,400m ³
浸出水処理施設	処理方式：回転円盤・凝集沈殿 処理能力：30m ³ /日 放流水質：BOD 20mg/L以下、SS 70mg/L以下

表 3-15 中富良野町一般廃棄物最終処分場の概要

施設名称	中富良野町一般廃棄物最終処分場
所在地	空知郡中富良野町字中富良野3966-14番地
使用開始年度	平成15年度
処理対象品目	埋立ごみ、不燃ごみ
埋立容量	25,307m ³ （延命化後33,737m ³ ）
浸出水処理施設	処理方式：回転円板＋凝集沈殿＋砂ろ過＋消毒 処理能力：20m ³ /日 放流水質：BOD 20mg/L以下、SS 10mg/L以下

表 3-16 埋立処分の実績

（単位：t/年）

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
上富良野町	ごみ排出量	3,167	3,092	3,130	3,080	3,059	
	最終処分量	破碎不適物	6	5	5	5	5
		不燃ごみ（埋立）	223	218	245	211	243
		焼却残渣	186	214	206	205	209
		異物・他	12	3	4	27	23
計	428	440	460	448	480		
最終処分率	13.5%	14.2%	14.7%	14.6%	15.7%		
最終処分率	北海道	16.8%	16.5%	15.9%	16.1%	-	
	全国	8.9%	8.7%	8.4%	8.4%	-	

※四捨五入により、合計が一致しない場合があります。

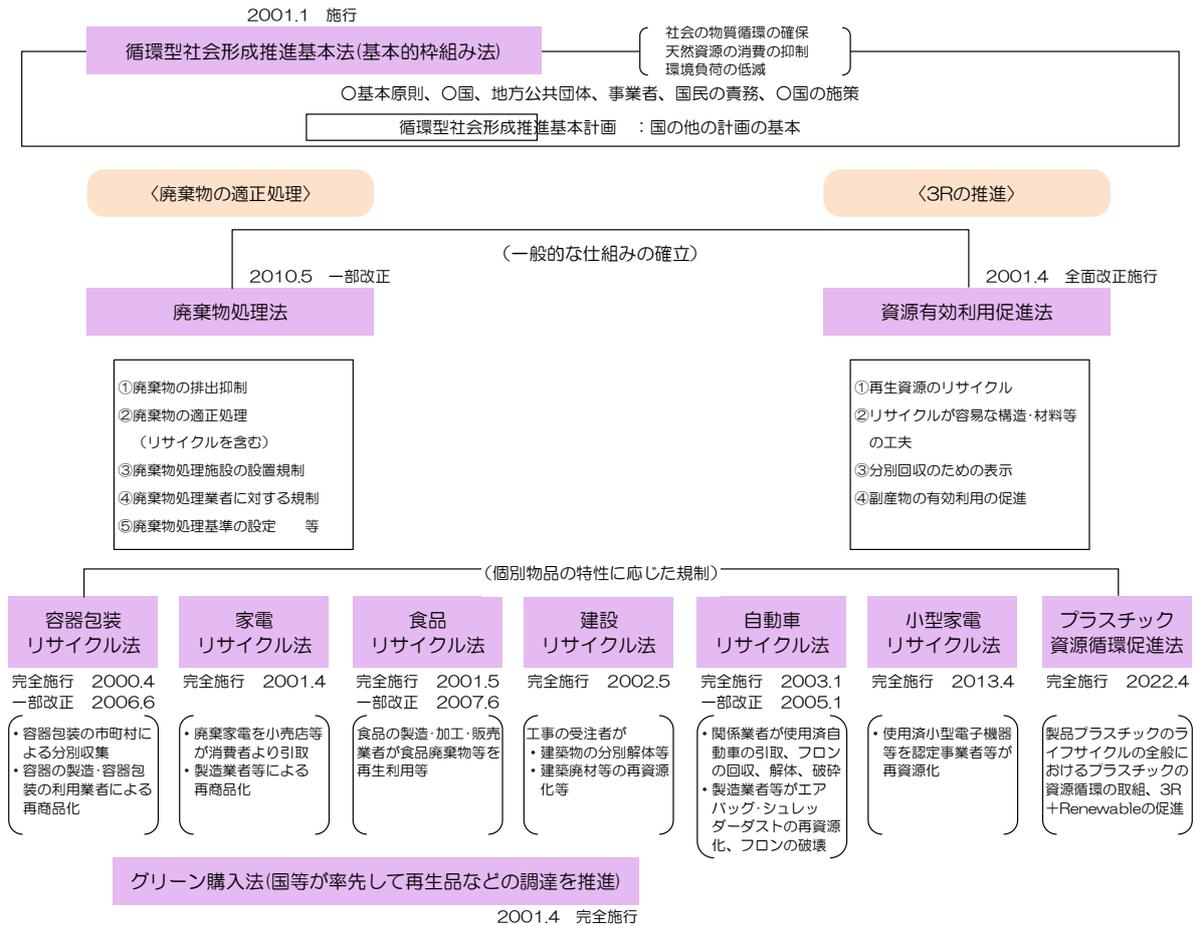
※最終処分率＝最終処分量（t/年）÷ごみ排出量（t/年）

出典：（北海道、全国値）環境省「一般廃棄物処理実態調査」（令和5年度値は現時点で公表されていません。）を基に算出。

7. ごみ処理関連法令の動向

(1) 循環型社会形成のための法体系

平成12年、廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤として「循環型社会形成推進基本法」が制定され、下図に示す法体系のもとで各法律が改正・施行されています。今後、循環型社会形成のため、リサイクル関連法の着実かつ適切な運用を推し進める必要があります。



出典：経済産業省「資源循環ハンドブック 2022」を基に加筆

図 3-4 循環型社会の形成のための施策体系

(2) 各種リサイクル法の動向

1) 容器包装リサイクル法

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）の施行以降、容器包装のリサイクルが推進され、その結果、全国的に一般廃棄物の最終処分量は減少傾向が続いており、最終処分場の残余年数も増加しています。

国は、2R（リデュース、リユース）に重点を置き、「容器包装廃棄物排出抑制推進員（愛称：3R推進マイスター）による消費者等への普及啓発取組」やごみ拾いイベントへの参加、マイバッグの活用などの個人の行動・アイデア、自治体・NGO企業・研究機関などによるポイ捨て・不法投棄撲滅の運動、プラスチックの3Rなどの取組を募り、その取組をキャンペーンサイトや各種イベントなどを通じて広く国内外に発信する「プラスチック・スマート」キャンペーンなどを実施・推進しています。

また、法改正により、令和2年7月1日から全国でレジ袋（プラスチック製買い物袋）については有料化が開始されています。

2) 家電リサイクル法

現在、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の対象機器は、エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶式、有機EL式[※]、プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目です。（※法改正により、令和6年4月1日より追加されています。）

また、国、製造業者等、小売業者、市町村、消費者といった各主体が積極的に回収促進に取り組むための共通政策目標として「回収率目標」を設定し、より高度なリサイクルの取組を推進しています。令和4年度の実績は70.2%（エアコン41.2%）であり、令和12年度には70.9%（エアコン53.9%）を目標としています。

3) 食品リサイクル法

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）は、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の再生利用等を促進することを目的に、平成13年5月に施行され、この法律に基づき、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」で業種別に再生利用等実施率が設定されています。

令和元年7月12日に公表された「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」では、再生利用等実施率を令和6年度までに食品製造業は95%、食品卸売業は75%、食品小売業は60%、外食産業は50%を達成するよう目標が設定されており、令和4年度における再生利用等実施率は業種全体で89%、食品製造業は97%、食品卸売業は62%、食品小売業は61%、外食産業は32%となっています。

4) 建設リサイクル法

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）では、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、アスファルト・コンクリート、木材）について、特定建設資材を用いた建築物等の解体工事、又は特定建設資材を使用する新築工事等であって一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、特定建設資材廃棄物を現場で分別し再資源化等を行うことを平成14年5月から義務付けています。

こうした背景を踏まえ、令和2年9月に「建設リサイクル推進計画2020～「質」を重視するリサイクルへ～」が策定され、再資源化率等に関する2024年度達成基準値を設定しているほか、主要課題として①建設副産物の高い再資源率の維持等、循環型社会形成へのさらなる貢献、②社会資本の維持管理・更新時代到来への配慮、③建設リサイクル分野における生産性向上に資する対応等を掲げ、取組の実施主体を明確化するとともに取組むべき施策をとりまとめています。

「建設リサイクル推進計画2020」において、令和6年度における建設廃棄物全体の再資源化・縮減率目標を98%以上（平成30年度実績97.2%）としています。

5) 自動車リサイクル法

使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）は、使用済自動車の処理工程で発生するフロン類、エアバッグ類及びシュレッターダストについて、自動車製造業者及び輸入業者に対する引取及びリサイクル（フロン類については破壊）を義務付けています。

自動車ユーザーや自動車製造業者等の取組により、使用済自動車のほとんどがリサイクルされています。令和4年度におけるシュレッターダストのリサイクル率は96.8%、自動車1台あたりの最終処分量は6kgとなっています。

6) 小型家電リサイクル法

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）は、使用済小型電子機器等の再資源化を促進することによって、環境負荷削減と資源確保を図ることを目的とし、市町村や小売店が回収した使用済み小型電子電気機器を国の認定を受けた「認定事業者」が引き取り、静脈物流・中間処理・金属回収を自ら又は委託して実施し、循環利用を図るシステムとなっています。

当初、使用済小型家電の回収量目標を平成27年度までに14万t/年としていましたが、目標は達成できず、引き続き同目標値を掲げていますが、回収量は増加しているものの、令和2年度の回収量は約10万tにとどまっています。

7) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を促進する重要性が高まっていることから、国は、プラスチックの資源循環を総合的に推進するため「プラスチック資源循環戦略」（令和元年5月31日）を策定し、「3R+Renewable[※]」の基本原則と、6つの野心的なマイルストーンを目指すべき方向性として掲げています。

さらに、プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んだ「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和4年4月1日から施行されています。

※ごみを減らす3通りの方法（Reduce、Reuse、Recycle）を標語にした「3R（スリーアール）」に、製品等の原料を再生可能な資源に替えることを意味する「Renewable」を加えたもの。

(3) 国の計画等

1) 循環型社会形成推進基本計画

天然資源の消費を抑え、環境への負荷をできる限り低減する「循環型社会」を形成することを旨とし、国は循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）に基づいて、令和6年8月に第五次循環型社会形成推進基本計画を策定しました。

表 3-17 第五次循環型社会形成推進基本計画の概要（目指すべき将来像）

循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり	
<ul style="list-style-type: none"> ・循環経済への移行により循環型社会が形成され、持続可能な社会が実現 ・環境への負荷が低減するだけでなく、人々は豊かな暮らしを送り、企業も利益を得て成長 	
資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環	
資源確保段階	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な循環資源・再生可能資源の割合をできるだけ高め、枯渇性資源の利用や有害物質の利用を抑制 ・再生可能資源は、自然の中で再生されるペースを超えて利用することがないように十分に配慮
生産段階	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能資源の使用割合が高まるとともに、再生材利用が促進 ・必要なモノを必要な時に必要な分だけ生産 ・環境配慮設計を行う拡大生産者責任に沿った製品が広がり、こうしたビジネスモデルのブランド価値向上
流通段階	<ul style="list-style-type: none"> ・流通経路の最適化、モノ・サービスの共有を図るシェアリングプラットフォームの構築など新たな技術・システムを用いたビジネスモデルの広がり
使用段階	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスに必要な最小限のモノを提供し長期間サービスに必要な機能が発揮できるようモノの点検・リペア・交換・再使用等を行うなど個々の生活者に寄り添い長期にわたり稼いでいくビジネスモデルの広がり
廃棄段階	<ul style="list-style-type: none"> ・技術的及び経済的に可能な範囲で再利用し、再利用できないモノで再資源化可能なモノは再資源化し、再資源化できないモノでエネルギー回収できるモノはエネルギー回収し、再資源化もエネルギー回収もできないモノのみ減量化等の中間処理を行った上で最終処分 ・住民の利便性の高い廃棄物回収体制の構築
ライフサイクル全体	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な資源や素材に対する認証とそれに基づくグリーン調達、自主的取組とそれを促進するための経済的なインセンティブ付与、バリューチェーンの循環性指標策定などによる取組の進捗の見える化など多様な手段を組み合わせたライフサイクル全体の最適化 ・関連事業者間での資源循環に関する情報の適切な共有
多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現	
<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少・少子高齢化の進む状況下においても循環資源が各地域・各資源に応じた最適な規模で循環 ・持続可能な農林水産業が地域産業として確立、地域コミュニティの再生、雇用の創出、地場産業の振興や高齢化への対応等地域課題の解決や地方創生が実現 ・自然環境の管理、循環システムの構築による生態系の保全 ・循環分野の経済活動による地域の経済社会の活性化等の先行地域の取組に係る情報の全国的横展開のための整理・共有 ・施設整備、廃棄物処理の広域化・集約化、特性に応じた効果的なエネルギー回収技術導入などの実施 	
資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行	
<ul style="list-style-type: none"> ・3Rを促進する新たな技術開発、企業による情報開示等の仕組みが整えられ、ESG投資が拡大 ・リユースや、循環資源・再生可能資源を用いた製品の利用拡大 ・災害廃棄物処理の加速化、地域レベル及び全国レベルでの広域連携体制の構築 ・電子マニフェストやITを活用したトレーサビリティの強化等による排出事業者責任の徹底等により、廃棄物の不法投棄や不適正処理が改善 ・放射性物質によって汚染された廃棄物及び除染等の措置に伴い発生した土壌等について、国民の理解の下、適正かつ安全に処理を進めている 	
適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・環境上適正な国際的な資源循環体制の構築 ・我が国の資源循環に係る技術やインフラの国際展開、国内外で資源効率性や循環性が向上 	

表 3-18 第五次循環型社会形成推進基本計画の概要（国の取組）

<p>循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・循環経済への移行、ネット・ゼロ、ネイチャーポジティブに関する施策の統合的实施により、トレードオフ回避とシナジー最大化 ・G7サミットで承認された「循環経済及び資源効率性原則（CEREP）」に基づき、バリューチェーンの資源循環性指標や情報開示等の環境整備及び国際的なルール形成を進め、企業による循環経済の取組が評価される環境を整備するとともに、循環経済ビジネスへのESG金融を促進
<p>資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな成長の鍵となる、製造業・小売業等と廃棄物処理・リサイクル業等との事業者間連携（動静脈連携）を通じて、市場に新たな価値を創出 ・「循環経済パートナーシップ（J4CE）」や「サーキュラーパートナーズ」を活用した資源循環のための事業者間連携の取組促進 ・各種リサイクル法に基づく取組の着実な実施 ・循環経済関連ビジネスの市場規模を現在の50兆円から2030年までに80兆円以上、2050年までに120兆円 ・2030年度までにグリーン購入法基本方針に位置づけられる全ての特定調達品目に原則として再生プラスチック利用率等の循環性基準の導入、強化、拡充等や整理を行うとともに、天然資源由来の製品との価格比較で普及が困難なリサイクル製品等の初期需要創出に貢献
<p>多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源の特性に応じた最適規模での資源循環の推進 ・リユース品や修理サービス、地域の循環資源・再生可能資源を活用した製品など、環境価値に関する表示等を伴った多様な選択肢の提供を推進し、消費者のライフスタイル転換を促進し、質の高い暮らしを実現 ・地域の循環資源や再生可能資源を活用し、再生材として新たな製品等の原料としたり、肥飼料の原料としたりすることで地域に新たな付加価値や雇用を創出して地域経済を活性化
<p>資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）等を通じた技術開発と、情報流通基盤の整備 ・環境教育等促進法に基づく取組推進、人や社会・環境に配慮した消費行動であるエシカル消費の普及啓発を促進 ・廃棄物処理システムの強靱化・集約化・広域化・脱炭素化 ・環境対策が不十分なヤードへの対応として、スクラップの適切な管理や廃棄物の適正処理に向けた対策を講じる ・廃棄物・資源循環の専門人材等の育成・確保の強化・検討 ・災害廃棄物分野の人材育成・訓練、災害廃棄物処理計画の点検・見直しなど実効性向上に向けた取組への支援 ・化学物質を含有する廃棄物等の有害性の評価や、適正処理に関する技術の開発・普及 ・除去土壌等について放射性物質汚染対処特措法及び同法に基づく基本方針等に基づき、引き続き適正かつ安全に処理
<p>適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・G7、G20、OECD、UNEA等での国際的な資源循環政策形成をリード ・CEREPに基づく国際機関や民間企業等との連携による、バリューチェーンレベルの循環性指標や環境負荷削減効果の推計方法及び企業レベルでの循環性指標や情報開示手法等の整備と国際的なルール作りや標準化への貢献 ・電子スクラップ等の輸入円滑化等による国内外一体的な資源循環促進 ・日ASEAN特別首脳会議の実実施計画等に基づき、ASEANにおけるe-waste関連法令の整備、行政及び現地企業の能力開発、現地及び本邦企業の連携を促進 ・国際的に公正な競争環境の促進を図るため、輸出関税と国際貿易ルールとの整合性を確保 ・各国のe-scrapの輸出手続が2025年から煩雑化することへの対応として、バーゼル法の認定制度の更なる促進と電子化手続きの検討を推進 ・「インフラシステム海外展開戦略」等に基づき、ASEAN、「グローバル・サウス」と呼ばれる国・地域等の途上国に対し、我が国の優れた廃棄物処理・リサイクル分野や污水处理システムのインフラの国際展開を支援

表 3-19 第五次循環型社会形成推進基本計画の概要（指標・数値目標）

区分	指標		数値目標	目標年次
循環型社会の全体像に関する物質フロー指標と数値目標	資源生産性		約60万円/トン	2030年度
	一人当たり天然資源消費量		約11トン/人	2030年度
	再生可能資源及び循環資源の投入割合		約34%	2030年度
	入口側の循環利用率		約19%	2030年度
	出口側の循環利用率		約44%	2030年度
	最終処分量		約1,100万トン	2030年度
循環型社会の全体像に関する取組指標と数値目標	循環型社会ビジネスの市場規模		80兆円以上	2030年度
	循環型社会形成に関する国民の意識・行動	廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識	90%	2030年度
		具体的な3R行動の実施率	50%	2030年度
	循環経済への移行に関わる部門等由来の温室効果ガス排出量	循環経済への移行に関わる部門由来	(約343百万トン-CO ₂) (参考値)	2030年度
		廃棄物部門由来	(約29百万トン-CO ₂) (参考値)	2030年度
資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環に関する指標	バイオマスプラスチックの導入量		約200万トン	2030年度
	認定長期優良住宅のストック数		約250万戸	2030年度
多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現に関する指標	地域特性を活かした廃棄物の排出抑制・循環利用の状況	1人1日当たりごみ焼却量	約580g	2030年度
	廃棄物エネルギーを外部に供給している施設の割合		46%	2027年度
	長期広域化・集約化計画を策定した都道府県の割合		100%	2027年度
資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行に関する指標	最終処分場の残余容量・残余年数	一般廃棄物最終処分場	2020年度の水準(22年分)を維持	2030年度
		産業廃棄物最終処分場	2020年度の水準(17年分)を維持	2030年度
	産業廃棄物委託処理量に対する電子マニフェストの捕捉率		75%	2030年度
	災害廃棄物対策の備えに関する指標	災害廃棄物処理計画策定率	都道府県100% 市町村100%	2030年度
		災害廃棄物に係る教育・訓練の実施率	都道府県100% 市町村60%	2030年度
災害廃棄物処理計画における水害の想定率		市町村60%	2030年度	

※数値目標が定められている代表指標のみを抜粋

2) 廃棄物処理法に基づく基本的な方針

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成13年5月環境省告示第34号）」（廃棄物処理基本方針）は、廃棄物処理法に基づきわが国の廃棄物処理における基本的な方針を定めています。

廃棄物処理基本方針は、令和5年6月30日に、平成28年改正以降の2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の推進、地域循環共生圏の構築推進、ライフサイクル全体での徹底した資源循環の促進等、廃棄物処理を取り巻く情勢変化を踏まえ、所要の変更がなされています。

表 3-20 廃棄物処理基本方針の主な変更箇所(1)

区分		主な変更箇所
基本的な方向		<ul style="list-style-type: none"> ・世界的な資源制約の顕在化や、災害の頻発化・激甚化、我が国の2050年度までの脱炭素社会の実現を始めとする地球環境問題へ対応する。 ・循環経済の取組は素材や製品ごとに、デジタル技術も活用しつつ適切なトレーサビリティを確保しながら上流から下流までのライフサイクル・バリューチェーン全体でのロスゼロの取組を推進する。 ・循環経済の取組を通じた天然資源投入量・消費量の抑制や適正な資源循環の促進による全体的な環境負荷軽減への軽減を考える。
廃棄物の適正な処理に関する目標	排出量	【一般廃棄物】平成24年度比約16%削減（令和7年度） 【産業廃棄物】平成24年度に対し増加を約3%に抑制（令和7年度）
	最終処分量	【一般廃棄物】平成24年度比約31%削減（令和7年度） 【産業廃棄物】平成24年度比約24%削減（令和7年度）
	出口側の循環利用率	【一般廃棄物】約28%に増加（令和9年度） 【産業廃棄物】約38%に増加（令和9年度）
	一人一日当たり排出量	【家庭系ごみ】450g/人・日（集団回収量、資源ごみ等を除く）（令和7年度）
施策推進に関する基本的事項（一般廃棄物（し尿等除く）関連）	国民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・食品の購入に当たっては、環境に配慮された商品の選択に努めるとともに、レンタル・リース、サブスクリプション、シェアリング等のサービスも利用するように努める。
	事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理に伴う温室効果ガスの排出量の削減等に向けた取組に努める。 ・食品関連事業者は、サプライチェーン全体で発生している食品ロスの把握及び削減とともに、食品循環資源の再生利用等に努める。
	市町村の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理に伴う温室効果ガスの排出量の削減等に向けた取組の推進等を行うよう努める。 ・家庭から排出されるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化等に必要な措置を講ずるよう努める。
	国の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・動静脈連携の強化、広域認定制度等を通じた産業廃棄物処理の広域化や電子マニフェストを含む各種デジタル技術を活用した情報基盤整備などにより、廃棄物の適正管理・ライフサイクル全体での資源循環を一層促進する。
	廃棄物の適正処理を確保するための必要な体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・リチウム蓄電池などによる火災事故防止の観点に留意する。 ・高齢化等の社会状況の変化に伴い家庭からのごみ出しが困難となりうる点等について考慮する。 ・高齢化に伴い排出量の増加が見込まれる使用済紙おむつについては、衛生面を含む適正処理の確保にも留意した上で、適切な再生利用等を促進する。 ・更なる広域認定制度の活用等を通じた産業廃棄物処理の広域化や、各種デジタル技術を活用した動静脈連携の強化などに努め、資源循環を促進する。 ・有害使用済機器について、その保管又は処分を業として行う事業者に、都道府県知事等への届出、処理基準の遵守等を義務付ける制度の着実な執行を通じて、その適正な処理やリサイクルを推進する。 ・プラスチックのライフサイクル全体を通じた効率的で持続可能な資源循環を可能とする環境整備を推進する。

表 3-2-1 廃棄物処理基本方針の主な変更箇所(2)

区分		主な変更箇所
廃棄物処理施設の整備に関する基本的事項 (一般廃棄物(し尿等除く)関連)	今後の要最終処分量と全国的な施設整備の目標 地域住民に対する情報公開の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間処理施設において、令和9年度の廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合を46%に増加させる。 ・ 都道府県または市町村は、廃棄物処理業者等に対して行った行政処分情報をインターネット等を利用して広く公表することが重要である。
非常災害時における施策を実施するために必要な事項	事業者及び技術専門家の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者は災害発生時における有害物質等の漏えいを未然に防止するため、併記から必要な措置を講ずるとともに、地方公共団体に適切な情報の提供を行うよう努める。 ・ 大量の災害廃棄物又は非常災害時に危険物、有害物質等を含む廃棄物を排出する可能性のある事業者は、主体的に処理するよう努める。
その他廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項	廃棄物処理に関する技術開発及び調査研究の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小型家電リサイクルでは、人工知能等を活用した廃小型家電の選別システム、リサイクル技術の高度化・効率化の普及、率有無蓄電池等を安全に処理できる体制の構築を進めていくことが必要である。 ・ 2050年までの脱炭素社会の実現に向けて、脱炭素化に資す津技術の開発や普及のための方策の検討が必要である。

3) 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理法第5条の3の規定に基づき、5年ごとに策定されるものです。

令和5年6月に策定された廃棄物処理施設整備計画では、令和5年度から令和9年度までを計画期間とし、気候変動への対応について、「2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化」の視点を新たに記載し、対策内容を強化しています。「3R・適正処理の推進」については、災害時を含めその方向性を堅持するとともに、「循環型社会の実現に向けた資源循環の強化」の視点を追加しています。また、「地域循環共生圏の構築に向けた取組」の視点を脱炭素化や廃棄物処理施設の創出する価値の多面性に着目しつつ深化させています。

表 3-22 廃棄物処理施設整備計画の主な記載内容

区分	計画概要
計画期間	■令和5年度から令和9年度の5年間
基本的理念	<ul style="list-style-type: none"> ■基本原則に基づいた3Rの推進と循環型社会の実現に向けた資源循環の強化 ■災害時も含めた持続可能な適正処理の確保 ■脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取組
廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施及び運営のポイント	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進と資源循環の強化 (2) 持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営 (3) 廃棄物処理・資源循環の脱炭素化の推進 (4) 地域に多面的価値を創出する廃棄物処理施設の整備 (5) 災害対策の強化 (6) 地域住民等の理解と協力・参画の確保 (7) 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化 <ul style="list-style-type: none"> ・各素材の資源循環を強化し、廃棄物分野からの素材・原料等の供給により、3R+Renewableをはじめとする循環経済への移行やライフサイクル全体における温室効果ガスの排出削減に貢献。必要に応じデジタル技術も活用。 ・長寿命化・延命化等を含めた維持管理や計画的・合理的な施設整備により、建設・維持管理・解体に係るトータルコストの縮減、更新需要の平準化等の一層の推進が必要。 ・より一層の広域化・集約化やバイオマスの利活用、地域産業等と連携した熱利用など地域の特性に応じた効果的なエネルギー回収技術を導入。3R+Renewableを進めてもなお残る温室効果ガス排出に対してCCUSやカーボンリサイクル技術等の普及も念頭に今後の技術動向への柔軟な対応が求められる。 ・廃棄物処理施設で回収したエネルギーの活用による地域産業の振興、災害時の防災拠点としての活用、民間事業者等との連携、リユース拠点としての活用等、地域に多面的価値を創出する廃棄物処理施設の整備を進める。
重点目標 (令和2年度実績からの令和9年度目標)	<ul style="list-style-type: none"> ■排出抑制、最終処分量の削減し、着実に最終処分を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみのリサイクル率：20% → 28% ・一般廃棄物最終処分場の残余年数：令和2年度の水準（22年分）を維持 ■焼却時に高効率な発電・熱供給を実施するほか、燃料化を組み合わせることなどにより、廃棄物エネルギーを効率的に回収 <ul style="list-style-type: none"> ・期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値：20% → 22% ・廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合：41% → 46% ■し尿及び生活雑排水の処理を推進し、水環境を保全 <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率：58% → 76%以上 ・先進的省エネ型浄化槽導入基数：家庭用33万基、中・大型9千基→家庭用75万基、中・大型27千基

4) 地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第8条に基づき、平成28年5月に閣議決定された地球温暖化対策計画が令和3年10月に改訂されています。当該計画では、温室効果ガスの排出抑制及び吸収の量の目標、事業者、国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国、地方公共団体が講ずべき施策等について記載されています。また、廃棄物処理における取組として3Rの推進や廃棄物処理施設における廃棄物発電等のエネルギー回収等の更なる推進等についても規定されており、一般廃棄物処理計画の策定に当たっては、当該計画と整合性の取れたものとする必要があります。

表 3-23 地球温暖化対策計画の概要

区分		計画概要
温室効果ガス削減目標		【令和12年度】平成25年度比46%減
目標達成のための対策・施策	国の基本的役割	<ul style="list-style-type: none"> ■多様な政策手段を動員した地球温暖化対策の総合的推進 ■率先した取組の実施 ■国民各界各層への地球温暖化防止行動の働きかけ ■地球温暖化対策に関する国際協力の推進 ■大気中における温室効果ガスの濃度変化の状況等に関する観測及び監視
	地方公共団体の基本的役割	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進 ■自らの事務及び事業に関する措置 ■特に都道府県に期待される事項
	事業者の基本的役割	<ul style="list-style-type: none"> ■事業内容等に照らして適切で効果的・効率的な対策の実施 ■社会的存在であることを踏まえた取組 ■製品・サービスの提供に当たってのライフサイクルを通じた環境負荷の低減
	国民の基本的役割	<ul style="list-style-type: none"> ■国民自らの積極的な温室効果ガスの排出の量の削減 ■地球温暖化防止活動への参加等
温室効果ガスの排出削減対策・施策（ごみ処理関連）		<ul style="list-style-type: none"> ■廃棄物処理における取組（エネルギー起源二酸化炭素） <ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガスの排出削減にも資する3R+Renewableの推進 ・サーキュラーエコノミーへの移行を加速するための工程表の今後の策定に向けての具体的検討 ・廃棄物処理施設における廃棄物発電等のエネルギー回収や廃棄物燃料の製造等の推進 ・廃棄物処理施設やリサイクル設備等における省エネルギー対策、EVごみ収集車等の導入によるごみの収集運搬時に車両から発生する温室効果ガスの排出削減の推進 ■廃棄物焼却量の削減（非エネルギー起源二酸化炭素） <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の分別収集の徹底及びごみ有料化の導入 ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律や個別リサイクル法に基づく措置の実施、廃油のリサイクルの促進等による廃棄物発生抑制・再生利用の推進 ■廃棄物最終処分量の削減（メタン） <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の処理方法の見直し及び分別収集の徹底 ・処理体制の強化等による生ごみなどの有機性廃棄物の直接埋立量削減の推進 ■廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用（メタン） <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物最終処分場の設置に際して準好気性埋立構造の採用 ■一般廃棄物焼却量の削減等（一酸化二窒素） <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物焼却施設における廃棄物の焼却量の削減 ・ごみ処理の広域化等による全連続式焼却炉への転換や一般廃棄物焼却施設における連続運転による処理割合の増加による一般廃棄物焼却施設における燃焼の高度化

(4) 北海道の計画

1) 北海道循環型社会形成推進基本計画

北海道では、「北海道循環型社会形成の推進に関する条例」に基づき、北海道が目指す循環型社会の具体的な指針として、平成27年4月に「北海道循環型社会形成推進基本計画」を策定し、北海道らしい循環型社会の形成に向けた取り組みを進めてきました。

令和2年3月には、計画に基づく指標の達成状況や、社会情勢の変化等を踏まえて、後継計画となる北海道循環型社会形成推進基本計画（第2次）を策定しています。

表 3-24 北海道循環型社会形成推進基本計画（第2次）の概要

区分	計画概要
計画期間	令和2年度～令和11年度
計画の目標	北海道らしい循環型社会の形成 ○人々が、できるだけごみを出さない、ものを修理して大切に使うといった環境に配慮した生活を実践している社会。 ○企業が、自らの事業活動における廃棄物等の発生を極力抑えるとともに、発生した廃棄物等については、循環資源として有効に利用され、又は適正に処理されるなど、3Rや適正処理が定着している社会。 ○家畜ふん尿、生ごみや林地未利用材などバイオマスの利活用が進むとともに、既存産業の技術基盤の活用などにより、リサイクル関連産業が発展し、循環型社会ビジネス市場が拡大している社会。
指標及び数値目標	【物質フロー指標】 (1) 循環利用率 17%（平成29年度15.7%から1.3%増） (2) 最終処分量 82万トン以下（平成29年度100万トンから約18%削減） 【取組指標】 (1) 環境に配慮した取組の推進に関する目標値（目標年次：令和6年度） ◆ごみ減量化、再利用・再利用のための具体的行動（道民意識調査結果）→意識度：95%以上、実践度：60～80%以上 (2) 廃棄物の処理に関する目標値（目標年次：令和6年度） ①一般廃棄物 ◆排出量 170万トン以下（平成29年度比約10%削減） ◆1人1日当たり排出量900g/人・日以下（平成29年度比約5%削減） ◆リサイクル率 30%以上（平成29年度比約6ポイント増加） ◆最終処分量 25万トン以下（平成29年度比20%削減） ②産業廃棄物 ◆排出量 3,750万トン以下（平成29年度比約3%削減） ◆再生利用率 57%以上（平成29年度比約1.5ポイント増加） ◆最終処分量 57万トン以下（平成29年度比16%削減） (3) バイオマス利活用に関する目標値（目標年次：令和4年度） ◆廃棄物系バイオマス利利用率（炭素量換算）90%以上（平成28年度89.8%） ◆未利用バイオマス利利用率（炭素量換算）70%以上（平成28年度71.5%） ◆バイオマス活用推進計画等策定市町村 60市町村（平成30年度54市町村） (4) リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興に関する目標値 ◆廃棄物の処理に関する目標（前述(2)）を目標とする
道が総合的・計画的に講ずべき施策	(1) 3Rの推進 (2) 廃棄物の適正処理の推進 (3) バイオマスの利活用の推進 (4) リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興

2) 北海道廃棄物処理計画

北海道の廃棄物処理計画は、昭和49年12月に北海道産業廃棄物処理計画として策定され、第4次計画までは産業廃棄物の適正処理を目的としていました。その後、廃棄物処理法の改正により一般廃棄物も含めた処理計画とすることになり、平成13年12月に北海道廃棄物処理計画として策定され、平成17年3月、平成22年4月、平成27年3月の改定を経て、令和2年3月に北海道廃棄物処理計画（第5次）が策定されています。

表 3-25 北海道廃棄物処理計画（第5次）の概要

区分	計画概要		
計画期間	5年間（令和2年度から令和6年度まで）		
		目標 （令和6年度）	現状 （平成29年度）
適正処理に関する目標 （目標年次： 令和6年度）	(1) 排出抑制 ◆ごみの排出量 ◆1人1日当たりのごみ排出量 ◆1人1日当たりの家庭から排出するごみの量 ※（ ）内は資源ごみを除いた令和7年度の目標値	1,700千トン （約10%削減）以下 900g/人・日 550g/人・日 (440g/人・日)	1,873千トン 961g/人・日 598g/人・日 (453g/人・日)
	(2) 適正な循環利用 ◆一般廃棄物のリサイクル率	30%以上	24.3%
	(3) 適正処分の確保 ◆一般廃棄物の最終処分量	250千トン（約20%削減）以下	316千トン
	(4) バイオマスの利活用 ◆廃棄物系バイオマス利活用率（排出量ベース（炭素換算量））	90%以上	89.8%
施策展開の基本的な考え方	(1) 適正な管理：廃棄物処理施設の適正管理等の確保及び排出抑制等に向けた取組の促進 (2) 協働による取組：道民、事業者及び行政が協働で取り組む廃棄物対策の推進 (3) 透明性の確保：廃棄物処理に関する様々な情報の提供・公表、各主体相互の対話の促進		
一般廃棄物の処理に関する方針	(1) ごみの排出の抑制 ①総合的な排出抑制の推進 ②計画的な排出抑制の推進 (2) ごみの適正な循環的利用 ①リサイクル施設の適切な整備促進等 ②循環的利用の推進 ③個別リサイクル法に基づく循環的利用の推進 (3) ごみの適正処理の確保 ①計画的で効率的な処分の促進 ②安全・安心な処分の促進 (4) ごみの広域的な処理 ①ごみ処理の広域化の円滑な推進 ②広域的な3Rの取組の推進 (5) 効率的なごみ処理事業の運営 (6) 災害廃棄物対策等 (7) 生活排水対策		

3) 北海道災害廃棄物処理計画

北海道では、災害からの早期の復旧復興に向けて、災害に伴い発生した災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を推進するため、平成30年3月に北海道災害廃棄物処理計画を策定（令和4年9月一部修正）しています。

北海道災害廃棄物処理計画は、災害からの早期の復旧復興に向けて発災時に道が対応すべき事項、被災した市町村が災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するために必要となる事項、関係機関の役割、備えておくべき事項等を取りまとめているほか、今後、市町村が災害廃棄物処理計画を策定する際の参考として活用してもらうことを目的としています。

表 3-26 北海道災害廃棄物処理計画の概要

区分		計画概要
対象とする災害		<ul style="list-style-type: none"> ■地震災害及び水害その他の災害
対象とする業務と災害廃棄物	業務	<ul style="list-style-type: none"> ■一般的な廃棄物処理業務である収集・運搬、再資源化、中間処理、最終処分 ■個人及び中小企業の損壊家屋・事業所等の解体・撤去 等
	災害廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ■地震や津波、大雨等の災害によって発生する廃棄物等のほか、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物 ■放射性物質及びこれによって汚染された廃棄物は対象外
役割分担	道の役割	<ul style="list-style-type: none"> ■発災に備えた、国、市町村、関係機関、関係団体との情報共有や連携、市町村の災害廃棄物処理計画策定の必要性の周知や、技術的支援等 ■発災時の被害状況や作業の進捗状況を踏まえた技術的支援や人的支援 ■災害の規模に応じた周辺市町村との広域的な処理体制の構築や、処理全体の進行管理 ■被害状況や作業の進捗状況を踏まえた事業者や関係団体への応援要請、市町村や関係団体等との調整 ■被災した市町村内での災害廃棄物の処理が困難な場合、隣接する市町村での広域処理について、関係者との調整 ■被害が甚大な場合など道内での処理が困難な場合は、国と連携して他ブロックでの処理について要請 ■災害により、市町村自らの災害廃棄物処理が困難な状況となった場合に、当該市町村から地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定に基づく事務委託を受け、道が処理主体となった災害廃棄物処理実行計画を策定、災害廃棄物の処理
	市町村の役割	<ul style="list-style-type: none"> ■発災後の災害廃棄物の処理、平常時と同様の生活ごみの回収・処理、避難所ごみの回収・処理 ■仮設トイレの設置とし尿の回収・処理など被災地域の衛生確保 ■災害廃棄物の処理にあたり、適正かつ円滑、迅速な処理及び可能な限り再生利用に努めた減量化 ■被災状況を踏まえた道及び事業者等に対する支援要請の検討
	国の役割	<ul style="list-style-type: none"> ■市町村による災害廃棄物の処理が適正かつ円滑、迅速に進められるよう、必要な財政措置、専門家の派遣、道外の他都府県との広域処理に係る調整、災害廃棄物の処理に関する情報提供などの支援 ■大規模災害時において、市町村自らの処理が困難として要請がある場合には、国が災害廃棄物の処理を代行
	事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ■災害廃棄物の早期処理に資するため、道又は市町村から災害廃棄物処理に関する協力要請があった場合の協力 ■発災時の協力内容の検討、人材や資機材などの把握

8. ごみ処理における課題

(1) 排出抑制・再資源化

本町のごみ排出量は、概ね横ばいで推移しており、ごみ排出量原単位は、北海道及び全国を下回っているものの増加傾向にあるため、ごみの排出抑制に向けた取り組みに努めていく必要があります。

本町のリサイクル率は、北海道及び全国を上回っていますが減少傾向にあります。ごみの排出抑制や適正排出に努める必要があります。

(2) 収集・運搬

将来の人口減少に対応するため、より作業効率の高いごみの収集体制の構築や、現在週6日実施している収集日を週5回に変更することなどについて検討する必要があります。

(3) プラスチック使用製品の資源循環

プラスチック製品の資源循環を目指す法律が制定され、法律に基づく取り組みの実施について検討していく必要があります。

(4) 中間処理・最終処分

本町のごみ処理は、富良野広域連合と沿線5市町村において広域分担処理計画を策定し、圏域内で発生するごみを効率的な分担処理を行っています。引き続き、今後の適切な処理・運営方針について検討していく必要があります。

クリーンセンターについては、施設の老朽化が進んでいることから、今後の施設のあり方を検討する必要があります。

最終処分場については、ごみ減量効果により当初計画よりも埋立処分量が少なく、延命が図られています。引き続き、適切な管理を行っていく必要があります。

第4章 ごみ処理の基本方針

本町の令和5年度におけるごみ排出量は3,064t/年、ごみ排出量原単位は852g/人・日となっています。今後も人口減少が続くと予想されており、ごみ排出量は減少するものと思われませんが、ごみ処理費用の負担軽減や地球環境への負荷軽減に向け、更なるごみ排出量の削減、リサイクル率の向上を目指し、そのための方策を探る必要があります。

循環型社会形成推進基本法には、①発生抑制（リデュース）、②再使用（リユース）、③再生利用（リサイクル）、④熱回収（サーマルリカバリー）、⑤適正処分の5つの基本原則が掲げられています。近年、世界的な資源制約の顕在化など、廃棄物処理・リサイクルを取り巻く状況は大きく変化しており、また、地球温暖化をはじめとする地球環境問題への対応も急務となっています。このような状況の変化に対応し、諸課題の解決を図るべく、廃棄物処理法やリサイクルの推進に係る諸法等に基づく制度の適切な実施と相まって、改めて大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会の在り方や町民のライフスタイルの見直しも含めた社会における物資循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境負荷ができる限り低減される、循環型社会への転換をさらに進めていくことが必要です。

ごみ排出量は、現計画策定時の平成28年度における3,265t/年から約6%減少しました。ごみの減量化や分別の徹底など、排出抑制におけるある程度の成果が認められました。今後も引き続きごみの減量化・再資源化を図るための継続した取り組みが求められます。

本町では、リデュース（Reduce減らす）、リユース（Reuse再利用）、リサイクル（Recycle再資源化）の3Rの実践を柱に取り組んでいきます。

第5章 ごみ排出量及び処理量の見込み

本町のごみ排出量の推計は、ごみ排出量原単位に将来人口を乗じて算出します。

1. 行政区域内人口の推計

将来人口の推計は、「かみふらの町人口ビジョンⅡ－第2期 上富良野町人口ビジョン－（令和2年2月）」に基づき行います。

なお、人口ビジョンにおける人口は10月1日値であるため、過去5年間の10月1日値と年度末値の比率をもとに補正を行います。また、推計値が示されていない年度については、直線補間します。

計画期間における本町の将来人口は以下のとおりです。計画目標年次である令和16年度における本町の人口は8,496人と推計されます。

表 5-1 上富良野町の将来人口の推計

(単位：人)

区分	住民基本台帳		年度末/ 10月1日比	人口 ビジョン	本計画
	10月1日値	年度末値			
実績	令和元年度	10,696	10,518	98.3%	10,518
	令和2年度	10,534	10,380	98.5%	10,380
	令和3年度	10,371	10,188	98.2%	10,188
	令和4年度	10,164	9,990	98.3%	9,990
	令和5年度	10,047	9,814	97.7%	9,814
推計	令和6年度				9,682
	令和7年度			9,745	9,550
	令和8年度				9,433
	令和9年度				9,316
	令和10年度				9,200
	令和11年度			5年間の 平均値 98.2%	9,083
	令和12年度			9,149	8,966
	令和13年度				8,849
	令和14年度				8,731
	令和15年度				8,614
	令和16年度				8,496
	令和17年度				8,550

2. ごみ排出量の推計

(1) 家庭系ごみの排出量推計

過去5年間の実績（表 3-2）をもとにごみ排出量原単位は530g/人・日で推移するものとします。

表 5-2 家庭系ごみ排出量の推計

区分	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
行政区域内人口	人	9,692	9,570	9,453	9,336	9,218	9,101
一般ごみ	t/年	919	907	896	887	874	862
不燃ごみ		165	163	161	159	157	155
粗大ごみ		84	83	82	81	80	79
資源ごみ		707	698	690	684	672	665
空き缶		41	41	40	40	39	39
空きびん		69	68	68	67	66	65
ペットボトル		39	39	38	38	37	37
プラスチック類		49	48	48	47	46	46
生ごみ		321	317	313	310	305	301
廃食用油		2	2	2	2	2	2
布類		2	2	2	2	2	2
小型家電		9	9	9	9	9	9
紙類		173	170	168	167	164	162
乾電池・蛍光管等		2	2	2	2	2	2
家庭系ごみ排出量		1,875	1,851	1,829	1,811	1,783	1,761
家庭系ごみ排出量原単位	g/人・日	530	530	530	530	530	530

区分	単位	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度
行政区域内人口	人	8,984	8,866	8,749	8,631	8,514
一般ごみ	t/年	852	842	828	817	805
不燃ごみ		153	151	149	147	145
粗大ごみ		78	77	76	75	74
資源ごみ		655	650	639	631	623
空き缶		38	38	37	37	36
空きびん		64	64	63	62	61
ペットボトル		36	36	36	35	35
プラスチック類		45	45	44	43	43
生ごみ		297	294	289	286	282
廃食用油		2	2	2	2	2
布類		2	2	2	2	2
小型家電		9	9	8	8	8
紙類		160	158	156	154	152
乾電池・蛍光管等		2	2	2	2	2
家庭系ごみ排出量		1,738	1,720	1,692	1,670	1,647
家庭系ごみ排出量原単位	g/人・日	530	530	530	530	530

(2) 事業系ごみの排出量推計

過去5年間の実績(表3-2)をもとにごみ排出量原単位は290g/人・日で推移するものとします。

表5-3 事業系ごみ排出量の推計

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
行政区域内人口	人	9,692	9,570	9,453	9,336	9,218	9,101
一般ごみ	t/年	677	669	660	652	642	635
不燃ごみ		54	54	53	53	52	51
粗大ごみ		37	36	36	36	35	35
資源ごみ		258	254	252	250	247	242
空き缶		12	12	12	12	12	12
空きびん		15	15	15	15	15	14
ペットボトル		14	14	14	14	14	13
プラスチック類		0	0	0	0	0	0
生ごみ		188	185	183	181	179	176
廃食用油		-	-	-	-	-	-
布類		-	-	-	-	-	-
小型家電		-	-	-	-	-	-
紙類		25	24	24	24	23	23
乾電池・蛍光管等	4	4	4	4	4	4	
事業系ごみ排出量		1,026	1,013	1,001	991	976	963
事業系ごみ排出量原単位	g/人・日	290	290	290	290	290	290

区分	単位	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
行政区域内人口	人	8,984	8,866	8,749	8,631	8,514
一般ごみ	t/年	628	620	611	602	592
不燃ごみ		50	50	49	48	48
粗大ごみ		34	34	33	33	32
資源ごみ		239	237	233	231	229
空き缶		11	11	11	11	11
空きびん		14	14	14	14	14
ペットボトル		13	13	13	13	13
プラスチック類		0	0	0	0	0
生ごみ		174	172	169	167	165
廃食用油		-	-	-	-	-
布類		-	-	-	-	-
小型家電		-	-	-	-	-
紙類		23	23	22	22	22
乾電池・蛍光管等	4	4	4	4	4	
事業系ごみ排出量		951	941	926	914	901
事業系ごみ排出量原単位	g/人・日	290	290	290	290	290

(3) ごみ排出量の推計

計画目標年次である令和16年度におけるごみ排出量は2,548t/年を見込みます。令和5年度から511t/年減少します。

表 5-4 ごみ排出量の推計

区分		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
行政区域内人口		人	9,692	9,570	9,453	9,336	9,218	9,101
家庭系ごみ排出量		t/年	1,875	1,851	1,829	1,811	1,783	1,761
事業系ごみ排出量			1,026	1,013	1,001	991	976	963
ごみ排出量			2,901	2,864	2,830	2,802	2,759	2,724
ごみ排出量原単位		g/人・日	820	820	820	820	820	820
分別内訳	一般ごみ	t/年	1,596	1,576	1,556	1,539	1,516	1,497
	不燃ごみ		219	217	214	212	209	206
	粗大ごみ		121	119	118	117	115	114
	資源ごみ		965	952	942	934	919	907
	空き缶		53	53	52	52	51	51
	空きびん		84	83	83	82	81	79
	ペットボトル		53	53	52	52	51	50
	プラスチック類		49	48	48	47	46	46
	生ごみ		509	502	496	491	484	477
	廃食用油		2	2	2	2	2	2
	布類		2	2	2	2	2	2
	小型家電		9	9	9	9	9	9
	紙類		198	194	192	191	187	185
	乾電池・蛍光管等		6	6	6	6	6	6
区分		単位	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	
行政区域内人口		人	8,984	8,866	8,749	8,631	8,514	
家庭系ごみ排出量		t/年	1,738	1,720	1,692	1,670	1,647	
事業系ごみ排出量			951	941	926	914	901	
ごみ排出量			2,689	2,661	2,618	2,584	2,548	
ごみ排出量原単位		g/人・日	820	820	820	820	820	
分別内訳	一般ごみ	t/年	1,480	1,462	1,439	1,419	1,397	
	不燃ごみ		203	201	198	195	193	
	粗大ごみ		112	111	109	108	106	
	資源ごみ		894	887	872	862	852	
	空き缶		49	49	48	48	47	
	空きびん		78	78	77	76	75	
	ペットボトル		49	49	49	48	48	
	プラスチック類		45	45	44	43	43	
	生ごみ		471	466	458	453	447	
	廃食用油		2	2	2	2	2	
	布類		2	2	2	2	2	
	小型家電		9	9	8	8	8	
	紙類		183	181	178	176	174	
	乾電池・蛍光管等		6	6	6	6	6	

3. ごみ処理量の推計

(1) 中間処理

1) 堆肥化処理量の推計

処理対象は生ごみとし、全量を堆肥化処理します。

表 5-5 堆肥化処理量の推計（上富良野町分）

(単位：t/年)

区分		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
搬入・処理	生ごみ	509	502	496	491	484	477
区分		令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度	
搬入・処理	生ごみ	471	466	458	453	447	

2) 破碎・選別処理量の推計

処理対象は不燃ごみ及び粗大ごみとします。

不燃ごみ鉄くず回収量＝不燃ごみ排出量×不燃ごみ鉄くず回収率※

不燃ごみ埋立搬出量＝不燃ごみ排出量－不燃ごみ鉄くず回収量

粗大ごみ鉄くず回収量＝粗大ごみ排出量×粗大ごみ鉄くず回収率※

破碎不適物回収量＝粗大ごみ排出量×破碎不適物回収率※

破碎処理量＝粗大ごみ排出量－粗大ごみ鉄くず回収量－粗大ごみ破碎不適物回収量

破碎残渣量＝破碎処理量

※各回収率は過去5年間の実績平均より不燃ごみ鉄くず3.3%、粗大ごみ鉄くず19.3%、粗大ごみ破碎不適物4.0%と設定

表 5-6 破碎・選別処理量の推計（上富良野町分）

(単位：t/年)

区分		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	
搬入	不燃ごみ	219	217	214	212	209	206	
	粗大ごみ	121	119	118	117	115	114	
	計	340	336	332	329	324	320	
処理	破碎処理	93	91	90	89	88	87	
搬出	鉄くず回収	不燃ごみ分	7	7	7	7	7	7
		粗大ごみ分	23	23	23	23	22	22
		計	30	30	30	30	29	29
	破碎残渣（可燃物）	93	91	90	89	88	87	
	破碎不適物	5	5	5	5	5	5	
	不燃ごみ（埋立）	212	210	207	205	202	199	

区分		令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度	
搬入	不燃ごみ	203	201	198	195	193	
	粗大ごみ	112	111	109	108	106	
	計	315	312	307	303	299	
処理	破碎処理	86	86	84	83	82	
搬出	鉄くず回収	不燃ごみ分	7	7	7	6	6
		粗大ごみ分	22	21	21	21	20
		計	29	28	28	27	26
	破碎残渣（可燃物）	86	86	84	83	82	
	破碎不適物	4	4	4	4	4	
	不燃ごみ（埋立）	196	194	191	189	187	

3) 焼却処理量の推計

処理対象は一般ごみ及び破碎残渣とします。

焼却処理量＝一般ごみ排出量＋破碎残渣量

焼却残渣量＝焼却処理量×焼却残渣発生率*

※焼却残渣発生率は過去5年間の実績平均より11.3%と設定

表 5-7 焼却処理量の推計（上富良野町分）

(単位：t/年)

区分		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
搬入	一般ごみ	1,596	1,576	1,556	1,539	1,516	1,497
	破碎残渣（可燃物）	93	91	90	89	88	87
	計	1,689	1,667	1,646	1,628	1,604	1,584
処理	焼却処理	1,689	1,667	1,646	1,628	1,604	1,584
搬出	焼却残渣	191	188	186	184	181	179

区分		令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度
搬入	一般ごみ	1,480	1,462	1,439	1,419	1,397
	破碎残渣（可燃物）	86	86	84	83	82
	計	1,566	1,548	1,523	1,502	1,479
処理	焼却処理	1,566	1,548	1,523	1,502	1,479
搬出	焼却残渣	177	175	172	170	167

4) プラスチック類の資源化処理量の推計

処理対象は資源ごみのうちプラスチック類とします。

表 5-8 プラスチック類の資源化処理量の推計（上富良野町分）

(単位：t/年)

区分		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
搬入・処理	プラスチック類	49	48	48	47	46	46
搬出	プラスチック資源	49	48	48	47	46	46
区分		令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度	
搬入・処理	プラスチック類	45	45	44	43	43	
搬出	プラスチック資源	45	45	44	43	43	

5) その他資源ごみの資源化処理量の推計

処理対象はプラスチック類を除く資源ごみとします。

処理量＝プラスチック類を除く資源ごみ排出量

資源化量（廃食用油、布類、小型家電、紙類、乾電池・蛍光管等）＝各資源ごみ排出量

資源化量（空き缶、空きびん、ペットボトル）＝各資源排出量×資源化率^{※1}÷搬出量補正率^{※2}

残渣量＝処理量－資源化量合計

※1 各資源化率は過去5年間の実績平均より空き缶86.8%、空きびん93.9%、ペットボトル68.0%と設定

※2 搬出量補正率とは搬入と搬出の時間差を調整するもので、過去5年間の実績平均より95.9%と設定

表 5-9 その他資源ごみの資源化処理量の推計

(単位：t/年)

区分		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
搬入・処理	空き缶	53	53	52	52	51	51
	空きびん	84	83	83	82	81	79
	ペットボトル	53	53	52	52	51	50
	廃食用油	2	2	2	2	2	2
	布類	2	2	2	2	2	2
	小型家電	9	9	9	9	9	9
	紙類	198	194	192	191	187	185
	乾電池・蛍光管等 計	6	6	6	6	6	6
	407	402	398	396	389	384	
資源	空き缶	48	48	47	47	46	46
	空きびん	82	81	81	80	79	77
	ペットボトル	38	38	37	37	36	35
	廃食用油	2	2	2	2	2	2
	布類	2	2	2	2	2	2
	小型家電	9	9	9	9	9	9
	紙類	198	194	192	191	187	185
	乾電池・蛍光管等 計	6	6	6	6	6	6
	385	380	376	374	367	362	
残渣	異物・他	22	22	22	22	22	22

区分		令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度
搬入・処理	空き缶	49	49	48	48	47
	空きびん	78	78	77	76	75
	ペットボトル	49	49	49	48	48
	廃食用油	2	2	2	2	2
	布類	2	2	2	2	2
	小型家電	9	9	8	8	8
	紙類	183	181	178	176	174
	乾電池・蛍光管等 計	6	6	6	6	6
	378	376	370	366	362	
資源	空き缶	44	44	43	43	43
	空きびん	76	76	75	74	73
	ペットボトル	35	35	35	34	34
	廃食用油	2	2	2	2	2
	布類	2	2	2	2	2
	小型家電	9	9	8	8	8
	紙類	183	181	178	176	174
	乾電池・蛍光管等 計	6	6	6	6	6
	357	355	349	345	342	
残渣	異物・他	21	21	21	21	20

(2) 最終処分量の推計

処理対象は不燃ごみ、中間処理後の焼却残渣、破碎不適物及び資源化处理残渣とします。

表 5-10 最終処分量の推計

(単位：t/年)

区分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
不燃ごみ	52	51	50	50	49	48
焼却残渣	191	188	186	184	181	179
破碎不適物	5	5	5	5	5	5
資源化处理残渣	22	22	22	22	22	22
計	270	266	263	261	257	254

区分	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度
不燃ごみ	48	47	46	46	45
焼却残渣	177	175	172	170	167
破碎不適物	4	4	4	4	4
資源化处理残渣	21	21	21	21	20
計	250	247	243	241	236

(3) 計画目標年次におけるごみ処理フロー

計画目標年次である令和16年度におけるごみ処理フローは以下に示すとおりです。

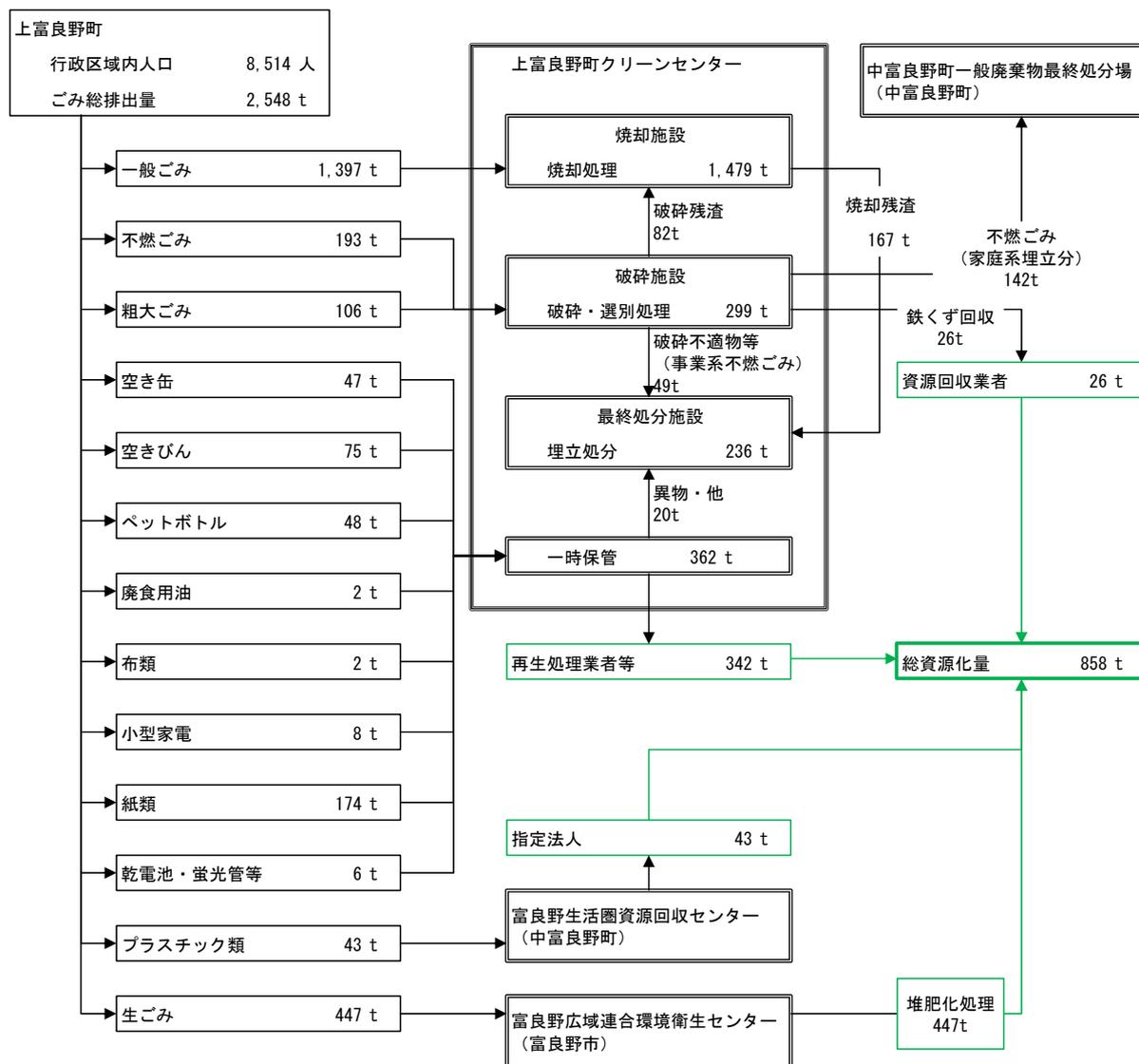


図 5-1 計画目標年次におけるごみ処理のフロー (令和16年度)

第6章 ごみ処理計画

本計画の基本方針及びごみの減量の目標を達成するため、ごみの排出抑制・減量化、収集運搬、中間処理、最終処分等の計画を定めます。

1. 排出抑制・再資源化計画

(1) 排出抑制・再資源化の基本方針

本町のごみ排出量原単位は、北海道及び全国を下回っているものの増加傾向にあり、資源の有効活用、地球環境保全の観点から、町民、事業者及び本町がそれぞれの立場で取り組むことが重要となります。

このため、町民・事業者に対してごみの排出抑制・再資源化に関わる啓発や情報提供を積極的に行うとともに、町民・事業者の関連活動を支援します。

(2) リデュース (Reduce) の推進

1) マイバッグ運動への取組

買い物袋を持参してレジ袋をもらわない「マイバッグ運動」の推進は、ごみの減量化だけでなく、温室効果ガス排出量の削減、エネルギー資源の節約、さらには事業者側にとってもコストの削減につながるものであり、消費者にとっても心がけ次第では比較的取り組みやすいものであることから、行政として啓発活動等について積極的に推進していきます。

2) 減量化啓発活動への取組

町内会など5人以上の団体を対象に開催する出前講座によるごみ処理に関する情報提供、クリーンセンター施設見学の受け入れなどにより、ごみ処理についての理解を促すとともに、ごみの減量意識の醸成に努めます。

(3) リユース (Reuse) の推進

1) リサイクル事業の取組

こどもセンター子育て支援拠点「にこにこ」において、各家庭で不要になった子供用品の引き取り・提供する「リサイクル事業」を実施します。

(4) リサイクル (Recycle) の推進

1) 新たな分別項目の検討

現在、一般ごみとして収集・処理されている紙製品や不燃ごみとして収集・処理されている容器包装以外のプラスチック製品について、分別収集・再資源化の実施を検討します。

2) 啓発活動への取組

ごみの出し方・分別方法に関するチラシ、ごみ排出カレンダーを全戸配布し、リサイクル意識の向上を図り、資源物の一般ごみへの混入抑制に努めます。

2. 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬の基本方針

収集・運搬作業の効率化のため、分別排出時の適正な排出についてわかりやすく周知し、分別方法の指導を徹底するとともに、より作業効率の高いごみの収集体制の構築について検討します。

また、収集日を週5日に変更することについて検討します。

(2) 収集区域の範囲

現行どおり、収集対象は本町の行政区域を対象とします。

(3) 収集・運搬方法

現行どおり、廃食用油、布類、小型家電、乾電池は公共施設等を利用した拠点回収方式、粗大ごみは予約制による各戸収集方式、その他のごみについてはステーション方式により収集し、ステーション方式の収集は委託業者により収集します。

今後、ごみ分別区分の拡大・変更を行う際には、収集・運搬の方法等について検討します。

(4) 収集・運搬量

本町の家庭系ごみの収集・運搬量の見込みを以下に示します。

計画目標年次である令和16年度において、家庭系ごみ排出量1,647t/年のうち、約87%を占める1,432t/年を収集します。

表 6-1 収集・運搬量の見込み（家庭系ごみ）

(単位：t/年)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
一般ごみ	836	825	815	807	795	784
不燃ごみ	110	108	107	106	104	103
粗大ごみ	16	16	16	16	16	15
資源ごみ	669	660	653	647	636	629
計	1,631	1,609	1,591	1,576	1,551	1,531

区分	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
一般ごみ	775	766	753	743	733
不燃ごみ	102	100	99	98	96
粗大ごみ	15	15	15	15	14
資源ごみ	620	615	604	597	589
計	1,512	1,496	1,471	1,453	1,432

3. 中間処理・最終処分計画

(1) 中間処理・最終処分の基本方針

令和5年2月に策定された「第3次富良野生活圈一般廃棄物広域分担処理基本計画」を踏まえ、今後も富良野沿線5市町村（上富良野町、中富良野町、富良野市、南富良野町、占冠村）において既存施設の有効活用を図りつつ、相互連携を取りながら効率的なごみ処理に努めます。

(2) 中間処理の方法

当面は現行どおりの中間処理を行います。

生ごみは富良野広域連合環境衛生センターにて堆肥化処理を行います。不燃ごみは、クリーンセンターにおいて鉄くずを回収します。粗大ごみは、鉄くず及び破碎不適物を選別し、残りを破碎処理します。破碎後は、鉄くずを回収し、破碎残渣（可燃物）は焼却処理します。一般ごみは、上述の破碎残渣とともに焼却処理を行います。

資源ごみのうち、空き缶、空きびん、ペットボトル、紙類、乾電池、蛍光灯等は、選別や圧縮梱包など前処理を行った後、指定法人等の専門業者に引き渡します。プラスチック類は、富良野生活圈資源回収センター（中富良野町）で資源化処理を行います。廃食用油、布類、小型家電はクリーンセンターにおいて一時保管し、指定法人等の専門業者に引き渡します。

中富良野町と南富良野町の可燃ごみ及び富良野市の衛生用品の受入れ・焼却処理を継続します。

(3) 最終処分の方法

当面は現行どおり、不燃ごみ、中間処理後の焼却残渣、破碎不適物及び資源化処理残渣を埋立処分します。なお、家庭不燃ごみについては中富良野町に処理を委託します。

(4) 中間処理施設・最終処分場の整備

中間処理施設については、施設の老朽化が進んでいることから、今後の施設のあり方を検討します。

最終処分場については、嵩上げ対策を実施し、更なる延命を図ります。

4. その他の計画

(1) 適正処理困難物への対応

本町で収集・処理しないごみは、引き続き排出者が適正処理するよう指導に努めます。

(2) 不法投棄への対応

地域や関係団体と協働しながら、ごみの不法投棄やポイ捨てに対する監視・パトロール体制の強化を図ります。

(3) 在宅医療廃棄物への対応

廃棄物処理法上、在宅医療で生じた廃棄物（注射針、カテーテル、ガーゼ等）は一般廃棄物に該当し、原則として市町村にその処理責任がありますが、収集・処理作業中に注射針や点滴針等の鋭利なものが刺さることによる感染の危険性があるため、本町では、在宅医療で使用した注射針は適正処理困難物として収集対象外とし、その処理を販売店へ確認することとしています。

今後も、在宅医療廃棄物のうち、注射針等の鋭利で感染の危険性があるものは収集対象外とし、適正に排出・処理してもらうよう指導していきます。

(4) 災害廃棄物への対応

国は、全国各地で発生した災害に伴う廃棄物処理の経験を踏まえ、今後発生する各種自然災害（地震、津波、豪雨、洪水、竜巻、高潮、豪雪等）への平時の備え、さらに災害時に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、応急対策、復旧・復興対策等に関する基本的事項を整理した「災害廃棄物対策指針（改定版）（平成30年3月 環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室）」を策定しました。

また、北海道では、災害からの早期の復旧復興に向け、災害に伴い発生した災害廃棄物を迅速かつ適正な処理を推進するための「北海道災害廃棄物処理計画（平成30年3月（令和4年9月一部修正）」を策定しました。

本町で災害が発生した際は、「上富良野町地域防災計画」等に基づき、民生対策部が編成する清掃班を中心に収集・運搬及び処理を実施します。また、本町での処理等が困難となった場合は、近隣市町村、北海道に応援を要請します。